

ともに挑む。ともに実る。

MIZUHO みずほ銀行

パンフレット 兼
重要事項等説明書
(契約概要・注意喚起情報)

2024年10月改定

みずほ住宅ローン用火災保険

THE

すまいの
保険

(個人用火災総合保険)

みずほ銀行の住宅ローンご利用の方を集团とした保険料割引を適用しています

新規のご契約は「建物の建築年月と保険始期月までの期間が40年未満の建物」の場合にお申し込みいただけます

「債務者集团扱一括払割引」適用

「債務者集团扱大口割引」適用



© JAPAN-DA

ともに挑む。ともに実る。

MIZUHO みずほ銀行

引受保険会社



損保ジャパン

重要事項等説明書は、火災保険に関する重要な事項(「契約概要」「注意喚起情報」等)についてのご説明となりますので、内容を十分にご確認ください。なお、ご契約者と被保険者(補償を受けられる方)が異なる場合は、被保険者となる方にもこの重要事項等説明書の内容をお伝えください。

「みずほ住宅ローン用火災保険」には**5つの特徴**がございます。

特徴
1

割安な保険料

みずほ銀行の住宅ローンをご利用の方を集团とした保険料割引(*1)を適用していますので**一般のご契約に比べて保険料が割安**になっています。

特徴
2

ローン完済まで更新をサポート！

保険期間5年(*2)を選択いただく場合、「安心更新サポート特約」が自動セットされ、**ローン完済まで継続の手続き漏れを防ぐ**ことができます(詳しくはP24)。
5年後の更新の際に、原則お客さまの口座から保険料をお引き落としさせていただきます。また更新内容については、満期前に事前に損保ジャパンまたは取扱代理店よりお客さまへご案内します。

特徴
3

充実の補償

お客さまの大事なマイホームをお守りするために、**充実の補償をご案内しております**。
火災をはじめ、台風や水害時の補償から日常の突発的な事故まで、幅広く補償します。
また、建物に備え付けられた付属機械設備を対象とした**「建物電氣的・機械的事故特約」**など、お客さまのご要望に合わせた補償設計ができます(詳しくはP7)。

特徴
4

建てかえ時の費用も補償可能

住宅に7割以上の損害が発生し、新築に建てかえた場合に、**建てかえ費用**をお支払いします。

特徴
5

悪質な住宅修理業者とのトラブルにより発生した弁護士費用等も補償可能

悪質な住宅修理業者との住宅修理トラブル(*3)を解決するために支出した弁護士費用や弁護士等への法律相談費用などをお支払いする**「住宅修理トラブル弁護士費用特約」**(*4)(*5)が、保険の対象に建物が含まれているご契約に自動セットされます。

(*1)「債務者集团一括払割引」「債務者集团扱大口割引」を適用

(*2)保険期間は、最長5年となります。

(*3)住宅修理トラブルとは、保険証券記載の建物の修理、改築、増築等の契約(火災保険の保険金請求の代行・支援、建物の調査を行う業者との契約を含みます。)に関する紛争をいいます。

(*4)お支払いする保険金は、弁護士費用保険金(1回の事故につき被保険者1名あたり300万円限度)、法律相談・書類作成費用保険金(1回の事故につき被保険者1名あたり10万円限度)となります。

(*5)お支払いの対象となる費用の認定は、約款に定める「弁護士費用保険金算定基準」に従い損保ジャパンが行います。弁護士費用等の合計額が保険金額以内の場合であっても、着手金・報酬金等の項目ごとの支払限度額を超える金額については、自己負担になります。

火災保険は**4**つのステップで上手に備えましょう



保険の目的を確認

▶ P2



基本補償を確認

▶ P3,4



費用保険金・各種特約

▶ P5~7



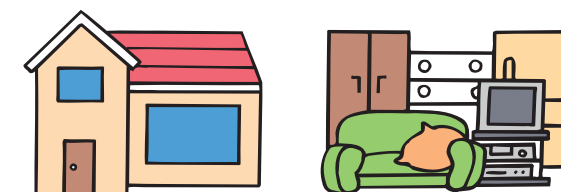
地震保険

▶ P8

まずは



保険の目的を
確認



建物と家財の両方

または



建物のみ



**家財の備えも
重要です！**

建物のみにしか火災保険に加入していない場合、家具や家電製品等の家財(生活用動産)の損害は補償できません。

詳しくは **P9**へ

補償内容

みずほ銀行では、充実の補償をご用意しております！

ステップ1 保険の目的を確認

ステップ2 基本補償を確認

ステップ3 費用保険金・各種特約

ステップ4 地震保険

損害保険金							
事故の種類	補償内容	補償	自己負担額	事故の種類	補償内容	補償	自己負担額
火災	失火やもらい火等による火災の損害を補償します。	○	なし	盗難による盗取・損傷・汚損	盗難による盗取や損傷・汚損等の損害を補償します。	○	なし
落雷	落雷による損害を補償します。	○		建物外部からの物体の落下・飛来・衝突など	自動車の飛び込み等による損害を補償します。	○	5万円
破裂・爆発	ガス漏れ等による破裂・爆発等の損害を補償します。	○		事故件数3位 漏水などによる水濡れ	給排水設備の事故や他人の戸室で生じた事故に伴う漏水などによる水濡れ損害を補償します。 給排水設備自体に生じた損害を除きます。	○	
風災、雹災、雪災	台風、旋風、竜巻、暴風等の風災、雹災または豪雪、雪崩等の雪災による損害を補償します。 雨などの吹込みによって生じた損害につきましては、建物の外壁、屋根、開口部等の外側の部分が風災等の事故により破損した場合に限ります。	○	なし ※ただし、建物の築年数が30年以上または築年不明の場合には、5万円となります。	騒擾・集団行動等に伴う暴力行為	集団行動等に伴う暴力・破壊行為による損害を補償します。	○	
水災	台風、暴風雨、豪雨等による洪水・融雪洪水・高潮・土砂崩れ・落石等の水災（床上浸水等）の損害を補償します。	○*	なし	事故件数2位 不測かつ突発的な事故（破損・汚損など）	誤って自宅の壁を壊した場合等の偶然な事故による損害を補償します。	○	

※ランキングは2022年度個人用火災総合保険 保険金支払実績によるものです。なお、地震保険の保険金支払実績（事故件数）は含まれません。

復旧付随費用もしっかり補償！

復旧費用だけでなく、復旧付随費用もまとめて損害保険金としてお支払いします。
事故が起きますと復旧費用だけでなく、その他諸費用が発生します。
THE すまいの保険では下記の復旧付随費用を損害保険金としてまとめてお支払いします。

損害範囲確定費用	仮修理工費用	残存物取片づけ費用	原因調査費用
損害の範囲の確認	ブルーシートで仮修理	スクラップを搬出	保険の対象を復旧するための原因の調査
試運転費用	賃借費用	仮設物設置費用	残業勤務などの費用
設備または装置を再稼働するために点検・試運転	保険の対象の代替を賃借	保険の対象の代替として仮設物を建設	迅速に復旧するために残業勤務で工事
保険の対象以外の原状復旧費用 建物修理時に家具を倉庫等へ移動・保管・再設置			

損害防止費用

地震火災費用

凍結水道管修理費用

臨時費用*

建てかえ費用

個人賠償責任*

住宅修理トラブル弁護士費用

建物電氣的・機械的事故*

地震保険は必要保険です。

地震保険に加入されていないと、地震・噴火またはこれらによる津波（以下「地震等」といいます）を原因とする損壊・埋没・流失による損害だけでなく、地震等による火災（延焼・拡大を含みます）が地震等によって延焼・拡大したことにより生じた損害についても補償の対象となりません。

詳しくはP8へ

*マークがついた補償は、お客さまのご希望により補償対象外とすることも可能です。補償対象外とした場合、保険料が差し引かれます。

補償内容

費用保険金・各種特約

地震保険

家財・よくあるご質問

付帯サービス

あいまし重要事項等説明書

費用保険金・特約

費用保険金

損害防止費用



お支払保険金額
実額
(保険金額限度)

火災、落雷、破裂または爆発による損害の発生または拡大の防止のために必要または有益な消火活動による費用を支出した場合、その損害防止費用をお支払いします。

地震火災費用



お支払保険金額
保険金額×5%

地震・噴火またはこれらによる津波を原因とする火災で建物が半焼以上、または保険の対象である家財が全焼した場合、お支払いします。

凍結水道管修理費用



お支払保険金額
実費 (1回の事故につき1敷
地内ごとに10万円限度)

専用水道管が凍結によって損壊を受け、これを修理する場合の費用をお支払いします(ただし、パッキングのみに生じた損壊やマンション等の共用部分の専用水道管に関わる修理費用は含みません)。保険の対象に建物が含まれる場合のみ補償します。

臨時費用*



お支払保険金額
損害保険金×10%
(100万円または保険金額×
10%のいずれか低い額が限度)

損害保険金にプラスしてお支払いします。事故の際に必要な様々な臨時の出費にあていただくための保険金です。臨時費用保険金は、使途が定められておりません。

引越費用



家財の
保管費用



ご近所へのお詫び



など

特約

建てかえ費用特約



住宅に70%以上の損害が発生した場合に、新築に建てかえる、買い替える費用を補償します。建物の「協定再調達価額」と「保険金額」が同額であるご契約には当該特約が自動セットされます。

こんな方に! /

住宅に大規模な損害があった場合、修理ではなく家を建てかえ・買いかえたい!

保険金をお支払いする場合

【建てかえ費用保険金】

損害保険金のお支払対象となる事故により、建物について損害保険金がお支払される場合で、以下の条件をいずれも満たす場合

- ・損害の額の協定再調達価額に対する割合が70%以上かつ100%未満であること
- ・事故が生じた日からその日を含めて2年以内に損害を受けた建物と同一用途の建物への建てかえ(買いかえを含む)が完了したこと

※建てかえを開始した場合および建てかえを完了した場合は、その旨の通知が必要です。

【取りこわし費用保険金】

建てかえに伴い、損害を受けた建物を取りこわした場合

※以下に該当する場合には、その旨の通知が必要です。

- ・取りこわしを開始・完了した場合
- ・損害を受けた建物を第三者に譲渡した場合
- ・損害を受けた建物の使用を開始した場合

お支払保険金額

以下について、「建てかえ完了後」にお支払いします。

【建てかえ費用保険金】

被保険者が損害を受けた建物の建てかえのために負担する費用^(※1) - 損害の額^(※2) (建物の保険金額 - 損害の額が限度)

(※1) 仲介手数料、登記費用および建てかえのための仮住まい費用等を含みません。
(※2) 復旧付随費用は含みません。

【取りこわし費用保険金】

取りこわし費用の実費(建物の保険金額の10%が限度)

ご注意

この特約により保険金を支払う場合は、以下のいずれか早い時に保険契約が終了します。

- ・損害保険金の支払額が1回の事故につき保険金額の80%を超えたことにより保険契約が終了する時
- ・損害を受けた建物の取りこわしを完了した時
- ・被保険者が損害を受けた建物を第三者へ譲渡した時
- ・被保険者が損害を受けた建物の使用を開始した時

住宅修理トラブル弁護士費用特約



悪質な修理業者との住宅修理トラブル^(注)を解決するために支出した弁護士費用や弁護士等への法律相談費用などを補償します。保険の対象に建物が含まれているご契約には当該特約が自動セットされます。

(注) 保険証券記載の建物の修理、改築、増築等の契約(火災保険の保険金請求の代行・支援、建物の調査を行う業者との契約を含みます。)に関する紛争をいいます。

事例

保険金請求を代行する修理業者と契約したが、請求された手数料を払ってしまうと建物が完全には修理ができないと判明し、契約を解約するために弁護士に対応を委任した。

こんな方に! /

悪質な住宅修理業者とのトラブル時に直接交渉をするのが不安。弁護士に対応をお願いしたい!

保険金をお支払いする場合

【弁護士費用保険金】

住宅修理トラブルによって発生した紛争について、被保険者が弁護士等への委任を行った場合

【法律相談・書類作成費用保険金】

住宅修理トラブルによって発生した紛争について、被保険者が法律相談・書類作成費用を負担した場合

ご注意

お支払いの対象となる費用の認定は、約款に定める「弁護士費用保険金算定基準」に従い損保ジャパンが行います。弁護士費用等の合計額が保険金額以内の場合であっても、着手金・報酬金等の項目ごとの支払限度額を超える金額については、自己負担になります。

個人賠償責任特約*



まかせて安心
示談交渉
サービス

日常生活において、お客さまご自身またはご家族の方が、偶然な事故により法律上の損害賠償責任を負担することにより被った損害を補償します。

お支払保険金額

1回の事故につき1億円限度

事例 買い物帰りに自転車に他人にケガをさせてしまった。

(注) 2023年4月1日よりヘルメットの着用が努力義務となりました。

ご注意

1. 国内外の事故に関わらず補償します。
2. 火災保険の他、自動車保険や傷害保険等で、この補償と同種の賠償責任を補償するご契約がある場合、補償の重複が生じる可能性がありますので、他のご契約の補償内容・ご契約金額を十分にご確認ください。

<示談交渉サービスについて>

- ※国内の事故に限り、損害賠償に関する示談交渉サービスを行います。
- ※示談交渉サービスのご利用にあたっては、被保険者(個人賠償責任の補償を受けられる方)および被害者の方の同意が必要となります。
- ※この補償の対象となる事故に限りです。
- ※賠償責任額が明らかに個人賠償責任特約の保険金額を超える場合は対応できません。

類焼損害特約*



お住まいからの失火で近隣の住宅や家財に延焼してしまった場合に、法律上の損害賠償責任がなくても、近隣の住宅や家財を補償します。

お支払保険金額

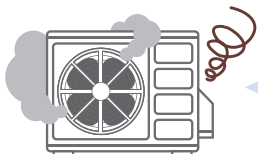
1億円限度(契約年度ごと)

事例 自宅建物から出火した火事が燃え広がり、お隣の住宅まで延焼してしまった。

ご注意

1. お支払いする保険金の請求権者は、類焼損害を被った近隣の家屋などの所有者となります。
2. 事故の際には、ご契約者から被災した近隣の方へ、この保険契約の内容をご案内いただくとともに、損保ジャパンへ類焼損害のご連絡をいただくお手続きなどが必要です。

建物電氣的・機械的事故特約*



建物に付加された設備などについて、電氣的・機械的事故(ショート、アーク、スパーク、過電流、機械的的要因による焼付けなど)により損害が生じた場合に補償します。

自己負担額は不測かつ突発的な事故の自己負担額に同じ

お支払保険金額

損害の額 - 保険証券記載の自己負担額
(主契約である建物の保険金額の2倍(復旧費用は保険金額)を限度)

事例

エアコンの室外機の電気部品が発火したことにより、エアコンのファンが焼損し、室外機が使用不能となった。

ご注意

1. 補償の対象外となる機械設備等もありますので、詳細につきましては、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。
2. 自然の消耗、劣化等による損害に対しては保険金をお支払いできません。
3. この特約の対象の製造者、販売者または荷送人等が被保険者に対し法律上または契約上の責任(保証書、延長保証制度に基づく責任を含みます。)を負うべき損害に対しては保険金をお支払いできません。

※ ご契約いただく主契約の条件などによっては、上記特約をセットできない場合もございます。なお、複数のご契約に上記特約をセットした場合、補償に重複が生じることがありますので、ご注意ください。(詳しくは ② をご覧ください。)

各特約をセットしていただく条件や、補償内容の詳細につきましては、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

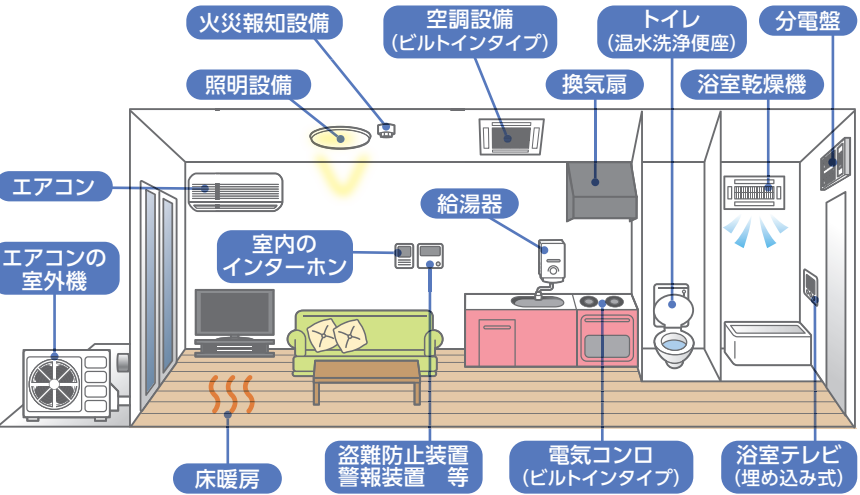
各種特約

建物電氣的・機械的事故特約のおすすめ

建物電氣的・機械的 事故特約

太陽光発電設備や給湯設備等、主契約の保険の対象である建物に備え付けられた付属機械設備に生じた突発的な電氣的・機械的事故を補償する特約です。
例えば、過電流等により発生した電氣的なショートによる故障等を補償します。

補償の対象となる機械設備の例



事故例① エアコンの室外機

エアコンの室外機の電気部品が発火したことにより、エアコンのファンが焼損し、室外機が使用不能となった。

事故例② トイレ（温水洗浄便座）

温水洗浄便座の便座接続部がショートし壊れた。

補償の対象となる 機械設備の例

対象となる機械設備を
チェックしてみましょう！

☐ 家庭用ヒートポンプ給湯器

☐ エアコン

☐ 食器洗い乾燥機（ビルトインタイプ）

☐ 床暖房

☐ 分電盤

☐ 給湯器

☐ エアコンの室外機

☐ 電気コンロ（ビルトインタイプ）

☐ 電気錠玄関ドア

☐ 浴室乾燥機

☐ 換気扇（レンジフード）

☐ 照明設備

☐ テレビドアホン

☐ トイレ（温水洗浄便座）

☐ 電動シャッター

☐ 太陽光発電設備

保険金をお支払いできない主な場合

- 自然の消耗、劣化等によって生じた損害
 - この特約の対象の製造者、販売者または荷送人等が、被保険者に対し法律上または契約上の責任（*1）を負うべき損害
 - 不当な修理や改造によって生じた事故
 - 消耗部品（*2）および付属部品の交換
 - コンピュータプログラム、インプットデータ等コンピュータソフトウェアに生じた損壊、改ざん、消去等
 - 電源周波数（Hz）、ガス種の変更に伴う改造、修理 など
- <電氣的・機械的事故の補償対象とならない機械設備など>

 - ベルト、ワイヤロープ（エレベータのワイヤロープは保険の対象となります。）、管球類
 - コンクリート製・ゴム製・布製の機器または器具
 - 消火剤、薬液、レンガ など
- （*1）契約上の責任 保証書、延長保証制度に基づく製造者または販売者の責任を含みます。

（*2）消耗部品 乾電池、充電電池、電球、替刃、針等をいいます。

地震保険は必要保険です！（原則セット）

地震保険とは…

地震等への「経済的な備え」となるのが地震保険です。地震保険は“地震等による被災者の生活の安定に寄与すること”を目的とする制度で、政府と損害保険会社が共同で運営しています。火災保険だけでは、地震・噴火またはこれらにより発生した津波による損害は補償されません。

保険金をお支払いする主な場合

地震による火災

地震による倒壊

地震を原因とする津波

ポイント

火災保険では、建物・家財の火災等を補償しています。しかし、地震・噴火またはこれらによる津波を原因とする火災・損壊・埋没・流失は補償されません！

地震に備えるには地震保険が必要です！！

地震保険はなぜ必要？

地震保険の保険金額の設定

保険金額の設定：建物・家財ごとに火災保険の保険金額の30%～50%の範囲内でご契約いただけます。
保険金額の限度額：保険の対象ごとに以下の通りです。（地震保険に2契約以上加入されている場合は、保険金額を合算して下記限度額を適用します。）

保険の対象	限度額の適用単位	限度額
建物	同一敷地内に所在し、かつ、同一被保険者の所有に属する建物	5,000万円*
家財	同一敷地内に所在し、かつ、同一被保険者の世帯に属する家財	1,000万円

*2世帯以上が居住するアパート等の場合は、世帯（戸室）数に5,000万円を乗じた額を建物の限度額とすることができます。また、マンション等の区分所有建物の場合は、各区分所有者ごとに限度額が適用されます。

お支払いする保険金

地震保険は、通常の火災保険とは異なり、実際の損害額を保険金としてお支払いするものではありません。損害の程度によって「全損」「大半損」「小半損」「一部損」の認定を行い、それぞれ地震保険金額の100%・60%・30%・5%を定額でお支払いします。損害の程度が「一部損」に至らない場合は、保険金は支払われません。なお、保険の対象が建物の場合、建物の主要構造部（基礎・柱・壁・屋根など）の損害の程度を確認します。

	損害の程度		お支払いする保険金
	建物	家財	
全損	基礎・柱・壁・屋根などの損害額が 建物の時価の50%以上 焼失・流失した部分の床面積が 建物の延床面積の70%以上	家財の損害額が 家財全体の時価の80%以上	地震保険金額の100% （時価が限度）
大半損	基礎・柱・壁・屋根などの損害額が 建物の時価の40%以上50%未満 焼失・流失した部分の床面積が 建物の延床面積の50%以上70%未満	家財の損害額が 家財全体の時価の60%以上80%未満	地震保険金額の60% （時価の60%が限度）
小半損	基礎・柱・壁・屋根などの損害額が 建物の時価の20%以上40%未満 焼失・流失した部分の床面積が 建物の延床面積の20%以上50%未満	家財の損害額が 家財全体の時価の30%以上60%未満	地震保険金額の30% （時価の30%が限度）
一部損	基礎・柱・壁・屋根などの損害額が 建物の時価の3%以上20%未満 全損・大半損・小半損・一部損に至らない建物が 床上浸水 または地盤面から45cmを超える浸水	家財の損害額が 家財全体の時価の10%以上30%未満	地震保険金額の5% （時価の5%が限度）

※時価とは、同等のものを新たに建築あるいは購入するのに必要な金額から、使用による消耗分を控除した金額です。
※火災保険とは別に保険料がかかります。

家財の備えも重要です！

あなたとご家族の家財、いくらあるかご存知ですか？

思っている以上に家財は高額です！

家具:220万円

■ソファ、テーブル、応接セットなど…60万円

■照明、暖房器具…10万円

■じゅうたん、カーテンなど…10万円

■その他タンス、本棚など…140万円

衣類:450万円

■コート、スーツ、制服など…250万円

■普段着…80万円

■婦人和服など…120万円

台所用品:85万円

■食器類、調理器具…30万円

■冷蔵庫、オーブンなど…35万円

■キッチン棚など…20万円

身の回り品:250万円

■靴、バッグなど…100万円

■アクセサリ、腕時計…150万円

趣味・娯楽:150万円

■テレビ、PC、カメラなど…65万円

■書籍、ゲーム機、DVDなど…30万円

■レジャー・スポーツ用品など…35万円

■楽器、ステレオなど…20万円

学用品・玩具:50万円

■文房具、教材など…10万円

■学習机、本棚…30万円

■玩具など…10万円

洗濯機・掃除用具・洗面用具:35万円

ベッド・寝具類:60万円

家財の支払事例について

自然災害による高額損害から、日常の事故による損害まで、家財のさまざまな事故を補償します。

風災

平成30年台風21号

支払保険金額

2,000万円

水災

豪雨の土砂災害による家財の流失

支払保険金額

1,340万円

出典：一般財団法人消防防災科学センター 災害写真データベース

家財の金額は、世帯主の年齢・ご家族構成によって様々です。年齢が上がるほど、必要な補償額は大きくなります！

●家財の新価の目安(ご参考)

(2024年4月現在)

ご家族構成	2名大人のみ	3名 大人2名 子1名	4名 大人2名 子2名	5名 大人2名 子3名	独身世帯
30歳前後	700万円	790万円	880万円	970万円	
35歳前後	920万円	1,000万円	1,090万円	1,180万円	
40歳前後	1,130万円	1,220万円	1,310万円	1,390万円	
45歳前後	1,340万円	1,430万円	1,520万円	1,610万円	
50歳前後(含以上)	1,550万円	1,640万円	1,730万円	1,820万円	300万円

※上の表は家財の新価の目安となります。上の表にない家族構成の場合は、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

●補償の対象と内容

家財一式 食器・衣類・家電製品等の生活用動産

貴金属等 「貴金属等」の損害については時価額を基準とし、補償をご希望される金額によって、お手続き方法が異なります。詳細は、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

「貴金属等」の金額 お手続き方法

100万円まで	自動補償のため、特段のお手続きは不要です。
1,000万円以下	以下のなかから、ご希望される保険金額を選択します。300万円・500万円・800万円・1,000万円
1,000万円超	「貴金属等」の詳細を申込書等に明記のうえ、ご希望される保険金額を設定します。

家財とセットでご契約いただく方へ

建物に家財をセットして保険期間5年でご契約いただくと、家財の保険料が割安になります！(*1)(*2)

建物・家財セット割引

建物

+

家財

=

保険料が割引

(*1)地震保険は割引の対象外です。

(*2)保険期間5年のご契約に安心更新サポート特約(特約)をセットした場合に建物・家財セット割引が適用されます。

よくあるご質問

Q

火災保険では地震による火災は補償されないのですか？

A

はい、地震保険に加入されていないと、地震・噴火またはこれらによる津波(以下「地震等」といいます。)を直接または間接の原因とする損害は補償されません。THE すまいの保険では、地震等による火災に限り地震火災費用保険金(特約)として火災保険金額の5%をお支払いしますが、地震等による損害を補償するためには、ご契約のTHE すまいの保険に地震保険をセットして、ご加入いただく必要があります。※地震保険に加入されていないと、地震による火災だけでなく、地震等を原因とする損壊・埋没・流失による損害や火災が地震等によって延焼・拡大したことにより生じた損害についても補償されません。

Q

「貴金属等」とは？

A

次のものをいいます。

- 貴金属、宝玉石および宝飾品ならびに書画、骨董、彫刻物その他の美術品で、1個または1組の価額が30万円を超えるもの
- 稿本、設計書、図案、雛型、鋳型、木型、紙型、模型、証書、帳簿その他これらに類する物

Q

家財にも保険をかけたほうがいいのでしょうか？

A

はい、契約をおすすめします。家財の保険とは、家具や家電製品等の生活用の動産が、火災等の事故や落雷や風災等の自然災害により損害を受けたとき、その損害を補償する保険です。お客さまの世帯主年齢やご家族構成により違いはありますが、個々の家財の評価額を積み上げると、予想以上に家財は高額となるケースがあります。実際に損害に遭われて必要最低限の家財を購入する場合でもお客さまの負担は大きいものと思われます。ぜひ、ご検討ください。

Q

ソーラーシステムを建物に設置する場合、保険の対象となりますか？

A

はい、建物を保険の対象とされており、かつ所有者が同一の場合は補償されます。なお、THE すまいの保険のご契約後にソーラーシステムを建物に設置した場合は建物の評価額が変更となる場合がありますので、取扱代理店まで契約者ご本人さまよりご連絡ください。

Q

「すまいとくらしのアシスタントダイヤル」・「メディカル アシスト」・「住宅修理トラブル相談窓口」を利用したら、保険料が高くなりますか？

A

いいえ、「すまいとくらしのアシスタントダイヤル」・「メディカル アシスト」・「住宅修理トラブル相談窓口」を利用しても、保険料が高くなることはありません。

Q

火災保険の補償について、門・塀・垣しか損害を受けなかった場合でも補償されますか？

A

はい、補償されます。保険の対象が建物の契約であれば、たとえ建物本体に損害がなくても補償されます。ただし、地震保険では門・塀・垣のみの単独損害はお支払いの対象となりませんのでご注意ください。※ご契約時に門・塀・垣、物置・車庫等を除く旨を保険契約申込書等に記載した場合は、補償の対象となりません。

Q

「水災」と「漏水などによる水濡れ」の違いは何ですか？

A

「水災」は、台風や集中豪雨による洪水等(床上浸水等)による損害を補償します(特約参照)。「漏水などによる水濡れ」は、給排水設備の事故や他人の戸室で生じた事故に伴う漏水などによる水濡れ損害を補償します。ただし、風災・雪災・水災の事故による損害を除きます。また、給排水設備自体に生じた損害は補償されません(特約参照)。<例:水災>

- 集中豪雨で自宅が床上浸水した。
- 台風で近くの川が氾濫し、床上浸水して、壁の張り替えが必要となった。
- 豪雨等で山が土砂崩れを起こし、家を押流してしまった。

<例:漏水などによる水濡れ>

- 天井裏の水道管が破損し水濡れ損害が発生した。
- 給水管が破裂して室内が水浸しになり、保険の対象が損傷してしまった。

※給排水設備自体に生じた損害を除きます。

Q

分譲マンションのバルコニー・ベランダは保険の対象に含まれますか？

A

事故発生時に、その区分所有者の居住者で構成される管理組合の規約に基づき、被保険者に修復の義務が生じたときには保険の対象として取り扱います。

あなたの家財の金額は？ 3項目でかんたんシミュレーション

※建物保険料とは別に保険料がかかります。

THE すまいの保険にご加入いただくといずれ

充実のサービスを無料セット!



すまいとくらしのアシスタントダイヤル

日常生活やお住まいのトラブルに、安心のサービスをご用意! 以下のサービスをご利用いただけます。

すまいとくらしのアシスタントダイヤル

0120-620-119

※ご利用時には、お客さまのお名前と証券番号をお知らせください。

サービスの受付時間

サービスの名

24時間 365日受付	水まわりのトラブル 応急サービス  居住建物内(専有・占有部分)の水まわりトラブル時に、水漏れを止めるための応急処置を無料で行います。	かぎのトラブル 応急サービス  居住建物内(専有・占有部分)の玄関かぎ紛失時など、一般的な住宅かぎの開錠・破錠等を無料で行います。 (*)専有・占有部分には、分譲マンション等の各戸室の玄関ドアを含みます。
	防犯機能アップ 応援サービス  すまいの防犯機能アップに役立つ、ピッキングに強い錠や、防犯センサーなどの設置業者をご紹介します。	健康・医療相談 サービス  次のような健康・医療に関するさまざまなご相談に対して、電話でお応えします。 ●カウンセラー(保健師、看護師など)による日常生活での健康相談 ●医師による医療相談 ●臨床心理士によるメンタルヘルスの相談(*) ●医療機関情報などの提供 (*)メンタルヘルス相談サービスの利用時間は以下のとおりとなります。 平日:午前9時～午後7時 土曜:午前10時～午後8時 (日曜・祝日、12/29～1/4を除きます。) ※保険期間の初日から1年ごとに10回までご利用可能です。
	介護関連相談 サービス  介護に関するさまざまなご相談に対して、電話でお応えします。	法律相談サービス (原則予約制)  さまざまな法律相談に対して、弁護士が電話で適切なアドバイスを行います。 ※弁護士に正式に委託される場合の費用は、お客さまのご負担となります。
平日 午前10時～ 午後5時 ※土・日・祝日、 12/31～1/3を 除きます。	住宅相談サービス (原則予約制)  すまいの維持管理やリフォームなど、すまいに関するさまざまなご相談に対して電話でお応えします。	空家相談サービス (原則予約制) ※2024年10月1日 からご利用可能です。  空家家の管理、活用、売却のご相談に対して、電話でお応えします。 ※相談先の提携業者に管理等を依頼される場合の費用は、お客さまのご負担となります。
	税務相談サービス (原則予約制)  さまざまな税務のご相談に対して、税理士が電話で適切なアドバイスを行います。 ※税理士に正式に依頼される場合の費用は、お客さまのご負担となります。	

※本サービスは損保ジャパンのグループ会社およびその提携業者が提供します。
※サービスの着手にお時間がかかる場合またはサービスをご提供できない場合があります。

※相談サービスは30分程度の一般的なご相談にお応えします。
※相談サービスでは、ご相談の結果、相談先の提携業者より有料サービスをご紹介する場合があります。

サービスご利用にあたっての注意事項

●水漏れを止めたり紛失したかぎを開ける作業などの応急処置費用(出張料および作業料)が無料です。ただし、部品交換等を伴う本格的な修理にかかる費用など応急処置を超える作業費用はお客さま負担(有料)となります。
●サービスの対象は、保険の対象となる建物または保険の対象となる家財を収容する建物のうち、被保険者が専有・占有する居住部分にかぎります。
●サービスの利用者が賃借人の場合は、管理会社や所有者の承認を得てからの作業となります。
●屋外やベランダの水道など同一敷地内の居住部分以外で生じた詰まり、水漏れはサービスの対象外となります。
●トラブルの原因が、地震・噴火またはこれらによる津波、風災や水災などその他の自然災害、戦争、暴動および故意による場合は、サービスの対象外となります。

●トラブルの原因が、給排水管の凍結による場合は、サービスの対象外となります。
●「かぎのトラブル応急サービス」において、お客さまご自身の立会いおよび身分証明(*)ができない場合には、サービスの提供をお断りさせていただくことがあります。
(*)顔写真付きで物件住所の確認ができる身分証明書などをご提示いただきます。
●かぎおよびドアの種類によっては開錠・破錠等の作業ができない、もしくは、お客さま負担(有料)となる場合があります。
●上記サービスは、2024年10月時点のものです。地域によってはご利用できない場合やサービス内容が予告なく変更される場合などがございいますので、あらかじめご了承ください。
●詳細につきましては、ご契約のしおりに記載の「すまいとくらしのアシスタントダイヤル」サービス利用規約をご参照ください。

のサービスも無料でご利用いただけます!

メディカル アシスト

サービス提供会社:東京海上日動メディカルサービス株式会社

自動セット

すべてのご契約でご利用いただけるサービスです。

子どもが急に病気に! どうしよう!

緊急医療相談

常駐の救急の専門医および看護師が、緊急医療相談に24時間お電話で対応します。

夜中でも診てくれる病院はあるかな?

医療機関案内
夜間・休日の受付を行っている救急病院や、旅先での最寄りの医療機関等をご案内します。

病院に行く前に電話で相談したい

予約制専門医相談

様々な診療分野の専門医が、輪番予約制で専門的な医療・健康電話相談をお受けします。

ガン手術の説明を受けたくて、言葉が難しくて...

がん専用相談窓口
がんに関する様々なお悩みに、経験豊富な医師や看護師、メディカルソーシャルワーカーがお応えします。

自宅近くの病院に転院したい

転院・患者移送手配

転院されるとき、民間救急車や航空機特殊搭乗手続等、一連の手配の一切を承ります。
※実際の転院移送費用はこのサービスの対象外です。

ご利用はこちらまで

24時間365日受付



0120-015-752

※各サービスの内容は予告なく変更・中止となる場合があります。 ※「THE すまいの保険」の被保険者(補償を受けられる方)が個人の場合にご利用できます。 ※本サービスは診療医療行為を行うものではありません。

住宅修理トラブル相談窓口

近年損害発生時の住宅修理に関し、事故偽装や過大請求等を行うなどの問題行為を行う悪質な住宅修理業者が増加しています。損保ジャパンにて、火災保険にご加入のお客さまがこのような業者とトラブルに遭われた場合の専用のご相談窓口をご用意しています。

「保険が使える」にご用心!

火災・地震保険の請求を訪問、インターネット広告、SNS等で勧誘する業者とのトラブルが急増しています。
台風・豪雨・大雪・地震などの自然災害の後にトラブルが多くなります。

トラブル 1

甘い言葉で誘惑

うちがサポートすると平均100万円は皆さんもらっていますよ。支払われた保険金の使い道は自由です。

100万円ももらえるの!? ぜひお願いします!

保険金は手数料なしで申請いただけます。

えっ! そんなにサポートの手数料をとるの!? 残ったお金では修理できないよ。

トラブル 2

知らない間に詐欺に加担

被害診断から保険金の請求まで全てこちらにお任せください!

もともと古くなって壊れている箇所もあるけど、本当に任せていいのかな...

うその理由で保険金請求すると詐欺に該当するおそれがあります。

保険金請求のためにわざと屋根を破壊する業者も存在します。

損保ジャパン 住宅修理トラブル相談窓口

ゼロ ニ シ ヨウ ト ラブル

0120-0244-10

・「保険が使える」と勧誘する修理業者とのトラブルのご相談
・火災保険の請求手続きのご相談
【受付時間】 平日、土・日・祝日ともに午前9時～午後5時
※平日は担当の保険金サービス課が対応します

補償内容
費用保険金・各種特約
地震保険
家財・よくあるご質問
付帯サービス
あらまし・重要事項等説明書

11

12

保険金をお支払いできない主な場合

！ ご注意！ 以下の事項は、THE すまいの保険における保険金をお支払いできない主な場合です。必ずご確認ください。
詳しい内容につきましては、普通保険約款および特約をご確認ください。

〔THE すまいの保険〕

1 次の(1)から(6)までのいずれかに該当する事由によって生じた損害または費用に対しては保険金をお支払いできません。

- (1) 保険契約者、被保険者(※1)またはこれらの者の法定代理人の故意もしくは重大な過失または法令違反
- (2) (1)に規定する者以外の者が保険金の全部または一部を受け取るべき場合において、その者(※2)またはその者(※2)の法定代理人の故意もしくは重大な過失または法令違反。ただし、他の者が受け取るべき金額については除きます。
- (3) 被保険者または被保険者側に属する者の労働争議に伴う暴力行為または破壊行為
- (4) 保険の対象である家財の置き忘れ(※3)または紛失(※4)
- (5) 保険の対象である家財が保険証券記載の建物(保険の対象である家財を収容している付属建物を含みます。)外にある間に生じた事故。ただし、敷地内(保険証券記載の建物が共同住宅の場合は、塀などの囲いの有無を問わず、共同住宅の所在する場所およびこれに連続した土地で、その共同住宅と一体として管理または使用されるものをいいます。)に所在する宅配物、自転車および原動機付自転車に生じた事故は補償することができます。
- (6) 運送業者または寄託の引受けをする業者に託されている間に保険の対象について生じた事故

2 次の(1)から(4)までのいずれかに該当する事由によって生じた損害または費用(※5)に対しては、保険金をお支払いできません。ただし、次の(2)に該当する場合であっても地震火災費用保険金(P15の2.費用保険金の①)については、保険金をお支払いすることができます。

- (1) 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動(※6)
- (2) 地震もしくは噴火またはこれらによる津波(地震保険を付帯することで、地震もしくは噴火またはこれらによる津波による損害を補償することができます。)
- (3) 核燃料物質(※7)もしくは核燃料物質(※7)によって汚染された物(※8)の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性による事故
- (4) (3)以外の放射線照射または放射能汚染

3 次の(1)から(4)までのいずれかに該当する損害および次の(1)から(4)までのいずれかによって生じた損害または費用(※9)に対しては、保険金をお支払いできません。

- (1) 保険の対象の欠陥。ただし、保険契約者、被保険者またはこれらの者に代わって保険の対象を管理する者が、相当の注意をもってしても発見し得なかった欠陥を除きます。
- (2) 保険の対象の自然の消耗もしくは劣化(日常の使用に伴う磨耗、消耗または劣化を含み、保険の対象が建物の場合は、屋根材等のすれや釘のゆるみ、浮き上がり等を含みます。)または性質による変色、変質、さび、かび、腐敗、腐食、浸食、ひび割れ、剥がれ、肌落ち、発酵もしくは自然発熱の損害その他類似の損害
- (3) ねずみ食い、虫食い等
- (4) 雨漏りおよび風、雨、雪、雹、砂塵、融雪水その他これらに類するものの吹き込み、浸み込みまたは漏入。ただし、建物または屋外設備・装置の外側の部分(※10)が損害保険金の①から③までに掲げる事故によって破損することにともない、その破損部分から建物または屋外設備・装置の内部に吹き込み、浸み込みまたは漏入することによって生じた損害を除きます。

4 保険の対象の製造者、販売者または荷送人等が、被保険者に対し法律上または契約上の責任(※11)を負うべき損害(その保険の対象に生じた損害にかぎりず。.)に対しては、保険金を支払いません。

5 保険の対象の平常の使用または管理において通常生じ得るすり傷、かき傷、塗料の剥がれ落ち、ゆがみ、たわみ、へこみその他外観上の損傷または汚損(落書きを含みます。)であって、保険の対象ごとに、その保険の対象が有する機能の喪失または低下を伴わない損害に対しては、保険金をお支払いできません。保険の対象が建物の場合は、機能の喪失または低下を伴わない雨樋や塀のゆがみ等を含みます。

6 発生原因がいかなる場合でも、次の(1)から(15)までのいずれかに該当する損害に対しては、不測かつ突発的な事故(破損・汚損など)(P14の1.損害保険金の⑨)による保険金をお支払いできません。

- (1) 差押え、収用、没収、破壊等国または公共団体の公権力の行使に起因する損害。ただし、消防または避難に必要な処置によって生じた損害については除きます。
- (2) 被保険者と生計を共にする親族の故意に起因する損害。ただし、被保険者に保険金を取得させる目的でなかった場合を除きます。
- (3) 保険の対象に対する加工・修理等の作業(保険の対象が建物の場合は建築・増改築等を含みます。)上の過失または技術の拙劣に起因する損害
- (4) 偶然な外来の事故に直接起因しない、保険の対象の電気的作用に伴って発生した電気的事故または機械の稼働に伴って発生した機械的事故に起因する損害
- (5) 詐欺または横領によって保険の対象に生じた損害
- (6) 土地の沈下、隆起、移動、振動等に起因する損害
- (7) 義歯、義肢、コンタクトレンズ、眼鏡、補聴器その他これらに類する物およびサングラスに生じた損害
- (8) 保険の対象である液体の流出による損害。ただし、その結果として他の保険の対象に発生した損害を除きます。
- (9) 楽器の弦(ピアノ線を含みます)の切断または打楽器の打皮の破損。ただし、楽器の他の部分と同時に損害を被った場合を除きます。
- (10) 楽器の音色または音質の変化
- (11) 携帯電話等の携帯式通信機器、ノート型パソコン・タブレット端末等の携帯式電子事務機器およびこれらの付属品について生じた損害
- (12) 電球、プラグ・管等の管球類に生じた損害。ただし、他の部分と同時に損害を受けた場合を除きます。
- (13) 動物または植物に生じた損害
- (14) 自転車もしくは原動機付自転車またはこれらの付属品について生じた損害
- (15) ドローンその他の無人航空機および模型航空機ならびにこれらの付属品について生じた損害 など

〔地震保険〕

7 次の(1)から(6)までのいずれかに該当する事由によって生じた損害に対しては、地震保険金をお支払いできません。

- (1) 保険契約者、被保険者(※1)またはこれらの者の法定代理人の故意もしくは重大な過失または法令違反
- (2) (1)に規定する者以外の者が保険金の全部または一部を受け取るべき場合において、その者(※2)またはその者(※2)の法定代理人の故意もしくは重大な過失または法令違反。ただし、他の者が受け取るべき金額については除きます。
- (3) 保険の対象の紛失または盗難
- (4) 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動(※6)
- (5) 核燃料物質(※7)もしくは核燃料物質(※7)によって汚染された物(※8)の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性による事故
- (6) 地震等が発生した日の翌日から起算して10日を経過した後に生じた損害

- (※1) 保険契約者、被保険者
保険契約者または被保険者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。
- (※2) その者(1)に規定する者以外の保険金を受け取るべき者
(1)に規定する者以外の保険金を受け取るべき者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。
- (※3) 置き忘れ
保険の対象を置いた状態でその事実または置いた場所を忘れることをいいます。
- (※4) 置き忘れ(※3)または紛失
置き忘れ(※3)または紛失後の盗難を含みます。
- (※5) (1)から(4)までのいずれかに該当する事由によって生じた損害または費用
(1)から(4)までの事由によって発生したP14の1.損害保険金の①から⑨、P15の2.費用保険金の①から③までに掲げる事故が延焼または拡大して生じた損害または費用をいいます。また、発生原因がいかなる場合でもP14の1.損害保険金の①から⑨まで、P15の2.費用保険金の①から③までに掲げる事故が(1)から(4)までの事由によって延焼または拡大して生じた損害または費用を含みます。
- (※6) 暴動
群衆または多数の者の集団の行動によって、全国または一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。
- (※7) 核燃料物質
使用済燃料を含みます。
- (※8) 核燃料物質(※7)によって汚染された物
原子核分裂生成物を含みます。
- (※9) 次の(1)から(4)までのいずれかによって生じた損害または費用
P14の1.損害保険金を支払う場合の①から⑨までおよびP15の2.費用保険金の①から③に掲げる事故が生じた場合は、(1)から(4)までのいずれかに該当する損害に限ります。
- (※10) 建物または屋外設備・装置の外側の部分
建物については、外壁、屋根、開口部等をいいます。
- (※11) 契約上の責任
保証書または延長保証制度に基づく製造者、販売者または荷送人等の責任を含みます。
- (※12) 風災
台風、旋風、竜巻、暴風等をいい、洪水、高潮等を除きます。

THE すまいの保険のあらまし

1. 損害保険金

選択した契約プランで補償する事故について、以下の通り保険金をお支払いします。
なお、保険の対象が建物の場合は、全損や再築などを除き建物を事故直前の状態に復旧したときに損害保険金をお支払いします。(※)
(注) 損保ジャパンが承認した場合は、建物を事故直前の状態に復旧する前に、復旧したものとみなします。

事故の区分	保険金をお支払いする場合	お支払いする損害保険金の額												
①火災、落雷、破裂・爆発	火災、落雷、破裂または爆発によって保険の対象が損害を受けた場合	【建物】 次の算式により算出した額とします。 損害の額⁽¹⁾ − 自己負担額⁽²⁾ ＝損害保険金 (保険金額の2倍(復旧費用は保険金額)を限度)												
②風災 ^(※12) 、雹災、雪災 ^(※13) (※14)	風災、雹災、雪災によって保険の対象が損害(※15)を受けた場合	(1) 協定再調達価額を基準とし、保険の対象を事故発生直前の状態に復旧するために必要な費用(復旧費用)のほか、復旧付随費用(残存物取片づけ費用、原因調査費用、損害範囲確定費用、試運転費用、仮修理費用、賃借費用、仮設物設置費用、残業勤務などの費用、保険の対象以外の原状復旧費用)を含みます。なお、復旧に伴って生じた残存物がある場合は、その価額を差し引きします。												
③水災	台風、暴風雨、豪雨等による洪水・融雪洪水・高潮・土砂崩れ・落石等の水災によって、保険の対象が損害を受け、その損害の状況が次の(ア)または(イ)のいずれかに該当する場合(津波による浸水等は補償されません。)。この場合において、損害の状況の認定は、保険の対象が建物であるときはその建物ごとに、保険の対象が家財であるときはこれを収容する建物ごとに、それぞれ行い、また、屋外設備・装置が保険の対象に含まれるときは、これらが付属する建物の損害の状況の認定によるものとします。 (ア) 建物が保険の対象である場合は協定再調達価額の、家財が保険の対象である場合は再調達価額の30%以上の損害が生じた場合 (イ) 保険の対象である建物または保険の対象である家財を収容する建物が、床上浸水(※16)を被った結果、保険の対象に損害が生じた場合	(2) 建物を復旧できない場合または復旧費用が協定再調達価額に達した場合は、自己負担額を差し引きません。 建物のみが保険の対象である場合は、⑧の通貨等、預貯金証書等の盗難は補償されません。												
④建物外部からの物体の落下・飛来・衝突など	建物の外部からの物体の落下、飛来、衝突、接触もしくは倒壊または建物内部での車両もしくはその積載物の衝突もしくは接触によって保険の対象が損害を受けた場合。ただし、雨、雪、あられ、砂塵、粉塵、煤煙その他これらに類する物の落下もしくは飛来、土砂崩れまたは②の風災、雹災、雪災もしくは③の水災の事故による損害を除きます。	【家財 ^(※20) 】 次の算式により算出した額とします。 損害の額⁽³⁾ − 自己負担額 ＝損害保険金 (保険金額の2倍(復旧費用は保険金額)を限度)												
⑤漏水などによる水濡れ	次の(ア)もしくは(イ)のいずれかに該当する事故に伴う漏水、放水または溢水(水が溢れることをいいます。.)による水濡れによって保険の対象が損害を受けた場合。ただし、②の風災、雹災、雪災もしくは③の水災の事故による損害または給排水設備自体に生じた損害を除きます。 (ア) 給排水設備に生じた事故 (イ) 被保険者以外の者が占有する戸室で生じた事故	(3) 再調達価額(貴金属等の場合は時価額)を基準とし、保険の対象を事故発生直前の状態に復旧するために必要な費用(復旧費用)のほか、復旧に付随して発生する費用(残存物取片づけ費用、原因調査費用、損害範囲確定費用、試運転費用、仮修理費用、賃借費用、仮設物設置費用、残業勤務などの費用、保険の対象以外の原状復旧費用)を含みます。なお、復旧に伴って生じた残存物がある場合は、その価額を差し引きします。												
⑥騒擾・集団行動等に伴う暴力行為	騒擾およびこれに類似の集団行動 ^(※17) または労働争議に伴う暴力行為もしくは破壊行為によって保険の対象が損害を受けた場合	保険の対象が家財の場合、保険金額が再調達価額を超える場合は、再調達価額とします。 次のものは、以下を限度に補償します。												
⑦盗難による盗取・損傷・汚損	盗難によって保険の対象について生じた盗取、損傷または汚損。盗取された保険の対象を回収することができた場合は、そのために支出した必要な費用(以下「回収に要した費用」といいます。.)は損害の額 ^(※18) に含まれます。	<table><tr><th>保険の対象</th><th>事故の種類</th><th>限度額</th></tr><tr><td>① 貴金属等</td><td>盗難、破損・汚損等</td><td>1回の事故につき、1個または1組ごとに100万円または貴金属等の保険金額のいずれか低い額</td></tr><tr><td>② 通貨等、印紙、切手、乗車券等</td><td>盗難</td><td>1回の事故につき、1敷地内ごとに20万円</td></tr><tr><td>③ 預貯金証書</td><td>盗難</td><td>1回の事故につき、1敷地内ごとに200万円または家財の保険金額のいずれか低い額</td></tr></table>	保険の対象	事故の種類	限度額	① 貴金属等	盗難、破損・汚損等	1回の事故につき、1個または1組ごとに100万円または貴金属等の保険金額のいずれか低い額	② 通貨等、印紙、切手、乗車券等	盗難	1回の事故につき、1敷地内ごとに20万円	③ 預貯金証書	盗難	1回の事故につき、1敷地内ごとに200万円または家財の保険金額のいずれか低い額
保険の対象	事故の種類	限度額												
① 貴金属等	盗難、破損・汚損等	1回の事故につき、1個または1組ごとに100万円または貴金属等の保険金額のいずれか低い額												
② 通貨等、印紙、切手、乗車券等	盗難	1回の事故につき、1敷地内ごとに20万円												
③ 預貯金証書	盗難	1回の事故につき、1敷地内ごとに200万円または家財の保険金額のいずれか低い額												
⑧通貨等、預貯金証書等の盗難 ※ 家財が保険の対象に含まれる場合のみ補償します。	家財が保険の対象である場合において、保険証券記載の建物内における生活用の通貨等、預貯金証書、印紙、切手または乗車券等(小切手以外の有価証券およびその他これらに類する物を除きます。.)の盗難。ただし、小切手の盗難による損害については、次の(ア)および(イ)に掲げる事実があったこと、預貯金証書の盗難による損害については、次の(ウ)および(エ)に掲げる事実があったことを条件とします。盗取された保険の対象を回収することができた場合は、回収に要した費用は損害の額 ^(※18) に含まれます。 (ア) 保険契約者または被保険者が、盗難を知った後ただちに小切手の振出人 ^(※19) および支払金融機関あてに被害の届出をしたこと。 (イ) 盗難にあった小切手に対して支払金融機関による支払がなされたこと。 (ウ) 保険契約者または被保険者が、盗難を知った後ただちに預貯金先あてに被害の届出をしたこと。 (エ) 盗難にあった預貯金証書により預貯金口座から現金が引き出されたこと。 (オ) 保険契約者または被保険者が、盗難を知った後ただちに乗車券等の発行者あてに被害の届出をしたこと。	※②、③については、自己負担額を差し引かず損害の額をお支払いします。												
⑨不測かつ突発的な事故(破損・汚損など)	不測かつ突発的な事故(①から⑧までの事故については、損害保険金の支払の有無に関わらず、除きます)によって、保険の対象が損害を受けた場合。ただし、凍結によって専用水道管について生じた損壊の損害を除きます。(P13 保険金をお支払いできない主な場合の⑩もご参照ください。)													

- (※13) 雪災
豪雪の場合におけるその雪の重み、落下等による事故または雪崩をいい、融雪水の漏入もしくは凍結、融雪洪水または除雪作業による事故を除きます。
- (※14) 雪災(雪災の事故による損害)
雪災^(※13)の事故による損害が1回の積雪期において複数生じた場合であって、各々の事故によって生じたことが普通保険約款の規定に基づく確認を行ってもなお明らかでないときは、これらの損害は、1回の事故により生じたものと推定します。
- (※15) 風災、雹災、雪災による損害
雨、風、雪、雹、砂塵、融雪水その他これらに類するものの吹き込み、浸み込みまたは漏入によって生じた損害については、建物または屋外設備・装置の外側の部分(建物については、外壁、屋根、開口部等をいいます。.)が風災^(※12)、雹災または雪災^(※13)の事故によって破損することにともない、その破損部分から建物または屋外設備・装置の内部に吹き込み、浸み込みまたは漏入することによって生じた損害にかぎりず。
- (※16) 床上浸水
居住の用に供する部分の床(畳数または板張等のものをいい、土間、たたきの類を除きます。.)を超える浸水または地盤面(床面が地盤面より下にある場合はその床面をいいます。.)より45cmを超える浸水をいいます。
- (※17) 騒擾およびこれに類似の集団行動
群衆または多数の者の集団の行動によって数世帯以上またはこれに準する規模に

- わたり平穏が害される状態または被害を生ずる状態であって、暴動^(※21)に至らないものをいいます。
- (※18) 損害の額
復旧に付随して発生する費用を除いた額は、次の額を限度とします。
①建物については協定再調達価額
②貴金属等以外の家財については再調達価額
③貴金属等については時価額
- (※19) 小切手の振出人
被保険者が振出人である場合を除きます。
- (※20) 家財
家財に動物が含まれている場合のその動物の損害については、その動物を収容する保険証券記載の建物または付属建物内で損害を受けたため、損害発生後7日以内に死亡したときのみ保険金をお支払いします。また、家財に鑑賞用植物が含まれている場合のその鑑賞用植物の損害については、その鑑賞用植物を収容する保険証券記載の建物または付属建物内で損害を受けたため、損害発生後7日以内に枯死(その植物の生命が全く絶たれた状態をいいます。.)したときのみ保険金をお支払いします。
- (※21) 暴動
群衆または多数の者の集団の行動によって、全国または一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。

2.費用保険金

費用の区分	保険金をお支払いする場合	お支払いする費用保険金の額
①地震火災費用保険金	地震もしくは噴火またはこれらによる津波を直接または間接の原因とする火災によって保険の対象が損害を受け、その損害の状況が以下の(ア)または(イ)のいずれかに該当する場合。(地震等により保険の対象が滅失(建物が倒壊した場合等)した後に火災による損害が生じた場合を除きます。)この場合において、損害の状況の認定は、保険の対象が建物であるときはその建物ごとに、保険の対象が家財であるときはこれを収容する建物ごとに、それぞれ行い、また、門、塀または垣が保険の対象に含まれるときは、これらが付属する建物の損害の状況の認定によるものとします。 (ア)保険の対象が建物である場合は、その建物が半焼以上となったとき(*1)。 (イ)保険の対象が家財である場合は、その家財を収容する建物(共同住宅である場合は、その家財を収容する戸室)が半焼以上となったとき(*1)、またはその家財が全焼となったとき(*2)。 (*1)建物が半焼以上となったとき 建物の主要構造部の火災による損害の額から復旧付随費用を除いた額が、その建物の協定再調達価額の20%以上となった場合、または建物の焼失した部分の床面積のその建物の延べ床面積に対する割合が20%以上となった場合をいいます。 (*2)家財が全焼となったとき 家財の火災による損害の額から復旧付随費用を除いた額が、その家財の再調達価額の80%以上となった場合をいいます。この場合における家財には貴金属等は含まれません。	保険金額×5%
②凍結水道管修理費用保険金	保険の対象が建物の場合、建物の専用水道管が凍結によって損壊(*3)を受け、これを修理した場合。ただし、区分所有建物の共用部分の専用水道管に関わる修理費用に対しては、凍結水道管修理費用保険金はお支払いしません。 (*3)パッキングのみに生じた損壊を除きます。	実費(1回の事故につき、1敷地内ごとに10万円を限度とします。)
③臨時費用保険金	P14の 1.損害保険金 の①から⑨までの損害保険金が支払われる場合(臨時費用保険金なしを選択された場合は補償されません。)	損害保険金×10% (1回の事故につき、1敷地内ごとに100万円または保険金額×10%(注)のいずれか低い額を限度とします。) (注)保険金額×10%は損害保険金をお支払いする保険の対象ごとにそれぞれ算出します。
損害防止費用	保険契約者または被保険者が火災、落雷、破裂または爆発による損害の発生または拡大の防止のために必要または有益な①から③までの費用を支出した場合に、その損害防止費用の実費をお支払いします。ただし、地震もしくは噴火またはこれらによる津波を直接または間接の原因とする火災による損害の発生または拡大の防止のために支出した費用は負担しません。 ①消火活動のために費消した消火薬剤等の再取得費用 ②消火活動に使用したことにより損傷した物(消火活動に従事した者の着用物を含みます)の修理費用または再取得費用 ③消火活動のために緊急に投入された人員または器材に関わる費用(人身事故に関する費用、損害賠償に要する費用または謝礼に属するものを除きます。)	実費

3.特約 セットした特約に応じて以下の通り保険金をお支払いします。

特約の種類	保険金をお支払いする場合	お支払いする特約保険金の額
建てかえ費用特約	この特約は、保険の対象に建物を含み、「建物の協定再調達価額＝建物の保険金額」の場合は自動セットされます。 <建てかえ費用保険金(*1)> P14の 1.損害保険金 の①から⑦、および⑨までの事故により、保険の対象である建物について損害保険金が支払われる場合で、次の(ア)および(イ)のいずれも満たす場合。 (ア)建物の損害の額の協定再調達価額に対する割合が70%以上かつ100%未満である場合。 (イ)事故が生じた日から2年以内に損害を受けた建物と同一用途の建物に建てかえ(買いかえを含みます。)が完了した場合(*2)。 (*1)保険契約者または被保険者は、建てかえを開始した場合および建てかえを完了した場合は、遅滞なく、その旨を損保ジャパンに通知しなければなりません。 (*2)法令による規制その他やむを得ない事情がある場合は、あらかじめ損保ジャパンの承認を得て、建てかえ完了までの期間を延長することができます。 <取りこわし費用保険金(*3)> 建てかえに伴い、損害を受けた建物を取りこわした場合。 (*3)保険契約者または被保険者は、次の①から④までのいずれかに該当する場合には、遅滞なく、その旨を損保ジャパンに通知する必要があります。 ①取りこわしを開始した場合 ②取りこわしを完了した場合 ③損害を受けた建物を第三者に譲渡した場合 ④損害を受けた建物の使用を開始した場合	<建てかえ費用保険金> 建てかえに必要な費用(*4)(*5)－建物の損害の額(*6) (建物の保険金額－建物の損害の額を限度) (*4)被保険者が損害を受けた建物を建てかえるために負担する費用。 (*5)仲介手数料、登記費用および建てかえのための仮住まい費用等を含みません。 (*6)損害の額には、復旧付随費用は含みません。 <取りこわし費用保険金> 実費(建物の保険金額×10%を限度)
住宅修理トラブル弁護士費用特約	この特約は、保険の対象に建物を含む契約に自動セットされます。 <弁護士費用保険金> 住宅修理トラブルによって発生した紛争について、被保険者が弁護士等への委任を行った場合 <法律相談・書類作成費用保険金> 住宅修理トラブルによって発生した紛争について、被保険者が法律相談・書類作成費用を負担した場合	<弁護士費用保険金> 弁護士等への委任を行った場合に、被保険者が負担する費用 (1回の事故につき、被保険者1名あたり300万円限度) <法律相談・書類作成費用保険金> 弁護士等に法律相談・書類作成を委託した場合に、被保険者が負担する費用 (1回の事故につき、被保険者1名あたり10万円限度)
個人賠償責任特約 ※国内の事故に限り損害賠償に関する示談交渉サービスを行います。	被保険者(*7)が、日本国内外において発生した以下のいずれかに該当する偶然な事故により、他人にケガを負わせたり、他人の財物を損壊したり、日本国内で受託した財物を盗み取られたり、または電車等を運行不能にさせた結果、法律上の損害賠償責任を負担することによって損害を被った場合 ●被保険者の居住の用に供される住宅(*8)または被保険者が所有する被保険者以外の居住の用に供される住宅(*8)の所有、使用または管理に起因する偶然な事故 ●被保険者の日常生活に起因する偶然な事故 (*7)被保険者とは、記名被保険者、その配偶者またはこれらの方の同居の親族・別居の未婚の子をいいます。これらの方が責任無能力者の場合(記名被保険者が未成年者の場合を含みます。)、その親権者やその他の法定の監督義務者等を含みます(ただし、記名被保険者およびその責任無能力者に関する事故にかぎりません。) (*8)別荘等一時的に居住の用に供される住宅を含みます。	①損害賠償金－自己負担額、 ②訴訟費用、弁護士費用など (1回の事故につき、①は保険証券記載の保険金額を限度に、②は全額(*9)をお支払いします。) (*9)損害賠償金の額が保険金額を超える場合は、保険金額の損害賠償金の額に対する割合によって②の費用をお支払いする場合があります。
類焼損害特約	保険の対象の建物もしくはその収容家財または、保険の対象の家財もしくはそれを収容する建物から発生した火災、破裂・爆発の事故により、近隣の住宅・家財が損害を受けた場合。ただし、煙損害または臭気付着の損害を除きます。	近隣の住宅・家財の再調達価額を基準として算出した損害の額。ただし、損害に対して保険金を支払うべき他の保険契約等がある場合は、その保険金の額を差し引いて算出します。(契約年度ごとに1億円を限度とします。)
建物電氣的・機械的事故特約	保険の対象である建物に付加された空調設備、電気設備、給排水・衛生設備、消火設備、昇降設備、厨房機械設備、駐車機械設備等について、電氣的・機械的事故により損害が生じた場合	P14の 1.損害保険金 の「お支払いする損害保険金の額」【建物】に記載の算式により算出された損害保険金(自己負担額は不測かつ突発的な事故の自己負担額と同じです。)、臨時費用保険金(臨時費用保険金なしを選択された場合は補償されません。)

この書面では、個人用火災総合保険およびこれにセットされる地震保険に関する重要な事項(「契約概要」「注意喚起情報」等)についてご説明しています。
ご契約前に必ずご確認のうえ、お申し込みくださいますようお願いいたします。
なお、保険契約者と被保険者が異なる場合は、被保険者の方にもこの重要事項等説明書の内容をお伝えください。

契約概要 保険商品の内容をご理解いただくための事項

注意喚起情報 ご契約に際して保険契約者および被保険者にとって不利益になる事項等、特にご注意いただきたい事項

ご契約の内容は、保険種類に応じた普通保険約款・特約によって定められています。この書面は、ご契約に関するすべての内容を記載しているものではありません。詳細については、のマークに記載の項目も含め、普通保険約款・特約、ご契約のしおり等に記載しています。必要に応じて損保ジャパン公式ウェブサイト(https://www.sompo-japan.co.jp/)をご参照いただくか、取扱代理店または損保ジャパンにご請求ください。更改契約のお客さまについては、前契約から契約内容が変更となる場合がございます。契約内容の変更点について十分にご確認のうえ、ご契約をお申し込みください。

※「普通保険約款および特約」を記載したご契約のしおりは、ご契約締結後に保険証券とともにお届けします。(Web約款をご選択いただいた場合は、損保ジャパン公式ウェブサイトのWeb約款でご確認ください。)

用語のご説明

主な用語と略称のご説明は次のとおりです。その他の用語については、「ご契約のしおり(約款)」をご確認ください。

用語		ご説明
お	屋外設備・装置	門、塀、垣、タンク、サイロ、井戸、物干または外灯設備等で建物に直接付属しないものをいいます。なお、擁壁および土地の崩壊を防止するための構造物ならびに庭木を含みません。
き	貴金属・稿本等 (以下「貴金属等」といいます。)	保険の対象である家財のうち、次のア.またはイ.の物をいいます。 ア. 貴金属、宝玉および宝石ならびに書画、骨董、彫刻物その他の美術品で、1個または1組の価額が30万円を超えるもの イ. 稿本、設計書、図案、雛型、鋳型、木型、紙型、模型、証書、帳簿その他これらに類する物
	協定再調達価額	建物について、保険の対象と同一の構造、質、用途、規模、型、能力のものを再築または再取得するのに要する額を基準として、損保ジャパンと保険契約者または被保険者との間で評価し、協定した額で、保険証券に記載した額をいいます。
さ	再調達価額	損害が生じた地および時において保険の対象と同一の質、用途、規模、型、能力のものを再取得するのに要する額をいいます。
し	時価額	保険の対象の再調達価額から使用による消耗および経過年数などに応じた減価額を控除した額をいいます。ただし、貴金属、宝玉および宝石ならびに書画、骨董、彫刻物その他の美術品については、その保険の対象と同等と認められる物の市場流通価額をいいます。
た	建物	土地に定着し、屋根および柱または壁を有するものをいい、門、塀、垣、タンク、サイロ、井戸、物干、外灯設備等の屋外設備・装置を除きます。
と	特約	オプションとなる補償内容など普通保険約款に定められた事項を特別に補充・変更する事項を定めたものです。
ひ	被保険者	保険契約により補償を受けられる方をいいます。
ふ	普通保険約款	基本となる補償内容、契約手続等に関する原則的な事項を定めたものです。
ほ	保険金	普通保険約款およびセットされた特約により補償される損害が生じた場合に損保ジャパンがお支払いすべき金銭をいいます。
	保険金額	保険証券記載の保険金額をいいます。ただし、保険の対象が家財一式である場合には、貴金属等の保険金額を除いた額を家財一式の保険金額とします。
	保険契約者	損保ジャパンに保険契約の申込みをされる方で、保険料の支払義務を負う方をいいます。
	保険の対象	保険契約により補償される物をいいます。
	保険料	保険契約者がこの保険契約に基づいて損保ジャパンに払い込むべき金銭をいいます。



このマークに記載の項目はご契約のしおりに記載されています。

THE



すまいの
保険

1. 契約締結前におけるご確認事項

(1) 商品の名称、仕組み

① 商品の名称 契約概要

個人用火災総合保険(THE すまいの保険)

② 商品の仕組み 契約概要

基本となる補償(契約プラン)、主なセット可能な特約(任意セット特約)、自動的にセットされる特約(自動セット特約)等は次の通りです。
なお、水災の補償については、豪雨による土砂崩れや内水氾濫等にも備えられるため、原則セットをおすすめします。

○:補償の対象 ×:補償の対象外

基本となる補償		
建物や家財一式の補償 (※2)	火災、落雷、破裂・爆発	○
	風災、雹災、雪災	○
	水災	○(※1)
	建物の外部からの物体の落下、飛来、衝突など	○
	漏水などによる水濡れ	○
	騒擾・集団行動等に伴う暴力行為	○
	盗難による盗取・損傷・汚損	○
	不測かつ突発的な事故(破損・汚損等)	○



主なセット可能な特約(任意セット特約) ^(※4)	
賠償の補償	個人賠償特約
その他の補償	類焼損害特約
建物や家財のさらなる補償	建物電氣的・機械的事故特約



費用の補償 (※3)	臨時費用	○(※1)
	地震火災費用	○
	凍結水道管修理費用	建物:○ 家財:×



地震保険

※原則セット

自動的にセットされる特約(自動セット特約)

建てかえ費用特約

「協定再調達価額＝建物の保険金額」の場合は、自動セットされます。

住宅修理トラブル弁護士費用特約

保険の対象に建物を含む場合は、自動セットされます。

安心更新サポート特約

所定の条件を充足する保険期間が5年間のご契約には、自動セットされます。

(※1) ご希望により「×(補償の対象外)」とすることもできます。

(※2) 「建物や家財一式の補償」に掲げる事故が発生した場合は、損害保険金をお支払いする際に自己負担額が差し引かれます。お支払いする損害保険金の額や自己負担額については、後記(2)②をご参照ください。

(※3) 火災、落雷、破裂・爆発による損害発生・拡大防止に必要なまたは有益な消火活動のための費用を支出した際に、損害防止費用の実費をお支払いします。

(※4) 特約についての自己負担額は保険契約申込書等をご参照ください。



補償内容・特約一覧表



このマークに記載の項目はご契約のしおりに記載されています。



(2) 基本となる補償、保険の対象および保険金額の設定方法等

①基本となる補償 契約概要 注意喚起情報

個人用火災総合保険の基本となる補償(契約プラン)を構成する事故の概要および保険金をお支払いできない主な場合は、次のとおりです。
詳しくは普通保険約款・特約をご参照ください。

保険金をお支払いする事故の説明		保険金をお支払いできない主な場合
(ア)火災、落雷、破裂・爆発	火災、落雷または破裂・爆発をいいます。	●保険契約者または被保険者の故意、重大な過失または法令違反によって生じた損害 ●被保険者または被保険者側に属する者の労働争議に伴う暴力行為または破壊行為によって生じた損害 ●保険の対象である家財の置き忘れまたは紛失による損害 ●保険の対象である家財が保険証券記載の建物外および付属建物外にある間に生じた事故による損害。ただし、敷地内に所在する宅配物、自転車および原動機付自転車に生じた事故を除きます。 ●運送業者等に託されている間に保険の対象に生じた損害 ●戦争、内乱その他これらに類似の事変または暴動による損害 ●地震・噴火またはこれらによる津波(以下「地震等」といいます。)を原因とする損壊・埋没・流失による損害 ^(※1) ●地震等による火災(延焼・拡大を含みます。)損害または火元の発生原因を問わず、地震等によって延焼・拡大した火災損害 ^(※1) ●核燃料物質に起因する事故による損害 ●保険の対象の欠陥。ただし、保険契約者、被保険者またはこれらの者に代わって保険の対象を管理する者が、相当の注意をもってしても発見し得なかった欠陥を除きます。 ^(※2) ●保険の対象の自然の消耗もしくは劣化(日常の使用に伴う磨耗、消耗または劣化を含み、保険の対象が建物の場合は、屋根材等のずれや釘のゆるみ、浮き上がり等を含みます。)または性質による変色、変質、さび、かび、腐敗、腐食、浸食、ひび割れ、剥がれ、肌落ち、発酵もしくは自然発熱の損害その他類似の損害 ^(※2) ●ねずみ食い、虫食い等 ^(※2) ●保険の対象の製造者、販売者または荷送人等が、被保険者に対し法律上または契約上の責任(保証書または延長保証制度に基づく責任を含みます。)を負うべき損害 ●保険の対象のすり傷、かき傷、塗料の剥がれ落ち、ゆがみ、たわみ、へこみその他外観上の損傷または汚損(落書きを含みます。)であって、保険の対象ごとに、その保険の対象が有する機能の喪失または低下を伴わない損害(保険の対象が建物の場合は、機能の喪失または低下を伴わない雨樋や塀のゆがみ等を含む。)など (※1)地震保険をセットすることで、補償することができます。 →後記(4)「地震保険の取り扱い」をご参照ください。 (※2)これらに起因する不測かつ突発的な事故(破損・汚損等)についても、保険金をお支払いすることができません。
(イ)風災、雹災、雪災	台風、旋風、竜巻、暴風等による風災(洪 ^{こう} 水、高潮等を除きます)、雹 ^{ひょう} 災または雪災(豪雪の場合におけるその雪の重み、落下等による事故または雪崩 ^{なだれ} をいい、融雪水の漏入もしくは凍結、融雪洪 ^{こう} 水または除雪作業による事故を除きます。)をいいます。ただし、風、雨、雪、融雪水などの吹き込み、浸み込みまたは漏入によって生じた損害については、建物または屋外設備・装置の外側の部分が風災などの事故によって破損することにもない、その破損部分から内部に吹き込み、浸み込みまたは漏入することによって生じた損害にかぎりず。 ※雪災の事故による損害が1回の積雪期において複数生じた場合であって、おのおの別の事故によって生じたことが普通保険約款の規定に基づく確認を行ってもなお明らかでないときは、これらの損害は、1回の事故により生じたものと推定します。	
(ウ)水災	台風、暴風雨、豪雨等による洪 ^{こう} 水・融雪洪 ^{こう} 水・高潮・土砂崩れ・落石等の水災によって、保険の対象が損害を受け、その損害の状況が次の(a.)または(b.)のいずれかの場合をいいます。 (a.) 建物が保険の対象である場合は協定再調達価額の、家財が保険の対象である場合は再調達価額の30%以上の損害が生じること (b.) 保険の対象である建物または保険の対象である家財を収容する建物が床上浸水を被った結果、保険の対象に損害が生じること なお、床上浸水とは、居住の用に供する部分の床(畳敷または板張等のものをいい、土間、たたきの類を除きます)を超える浸水または地盤面(床面が地盤面より下にある場合は、その床面をいいます。)より45cmを超える浸水をいいます。	
(エ)建物の外部からの物体の落下、飛来、衝突など	建物の外部からの物体の落下、飛来、衝突、接触もしくは倒壊または建物内部での車両もしくはその積載物の衝突もしくは接触をいいます。	
(オ)漏水などによる水濡れ	給排水設備に生じた事故(その給排水設備自体に生じた損害を除きます。)または被保険者以外の者が占有する戸室で生じた事故に伴う漏水、放水または溢 ^{あふ} 水による水濡 ^ぬ れをいいます。	※不測かつ突発的な事故(破損・汚損等)については、上記のほか、以下のいずれかに該当する損害に対しても保険金をお支払いすることができません。 ●保険の対象に対する加工・修理等の作業(保険の対象が建物の場合は建築・増改築等を含みます。)上の過失または技術の拙劣に起因する損害 ●偶然な外來の事故に直接起因しない、保険の対象の電気的作用に伴って発生した電氣的事故または機械的稼働に伴って発生した機械的事故に起因する損害 ●携帯電話等の携帯式通信機器、ノート型パソコン・タブレット端末等の携帯式電子事務機器およびこれらの付属品について生じた損害 ●ドローンその他の無人航空機および模型航空機ならびにこれらの付属品について生じた損害等
(カ)騒擾・集団行動等に伴う暴力行為	騒擾 ^{じょう} およびこれに類似の集団行動または労働争議に伴う暴力行為もしくは破壊行為をいいます。	
(キ)盗難による盗取・損傷・汚損	盗難によって保険の対象について生じた盗取、損傷、汚損をいいます。家財が保険の対象である場合は、保険証券記載の建物内における生活用の通貨等、預貯金証書等の盗難を含みます。	
(ク)不測かつ突発的な事故(破損・汚損等)	不測かつ突発的な事故をいいます。ただし、(ア)から(キ)までの事故を除きます。	

②お支払いする損害保険金の額 契約概要 注意喚起情報

個人用火災総合保険の契約プランの補償により、保険の対象に生じた損害に対して損害保険金^(※3)をお支払いします。
なお、保険の対象が建物の場合は、全損や再築などを除き建物を事故直前の状態に復旧したときに損害保険金をお支払いします。^(※4)

評価・支払基準	保険の対象	お支払いする損害保険金の額 ^(※3)
新価・実損払(評価済)	建物	損害の額 ^(※5) - 自己負担額 ^{(※6)(※7)} (保険金額の2倍(復旧費用は保険金額)を限度)
新価・実損払(罹災時再評価)	家財一式 ^(※8) (貴金属等 ^(※9) を含む)	損害の額 ^(※5) - 自己負担額 ^(※7) (保険金額の2倍(復旧費用は保険金額)を限度)

- (※3) 損害保険金以外に事故によって発生する費用を保険金としてお支払いする場合があります。また、事故の区分、保険の対象またはセットされる特約によってはお支払いする損害保険金の額や支払限度額が異なる場合があります。詳しくは普通保険約款・特約をご確認ください。
- (※4) 損保ジャパンが承認した場合は、建物を事故直前の状態に復旧する前に、復旧したものとみなします。
- (※5) 損害の額には、保険の対象を事故発生直前の状態に復旧するために必要な費用(復旧費用)のほか、復旧付随費用を含みます。
※復旧付随費用とは、残存物取片づけ費用、原因調査費用、損害範囲確定費用、試運転費用、仮修理費用、賃借費用、仮設物設置費用、残業勤務などの費用、保険の対象以外の原状復旧費用です。
- (※6) 建物を復旧できない場合または復旧費用が協定再調達価額に達した場合は、自己負担額を差し引きません。
- (※7) 自己負担額は次のとおりです。

保険の対象	自己負担額
建物・家財一式	「なし」となります。なお、上記(2)①基本となる補償の(イ)(エ)(オ)(カ)(ク)の自己負担額は「5万円」となります。

※(イ)については、保険始期日時時点で、保険の対象の建物が築29年以下の場合を除きます。
(※8) 次のものは、以下を限度に補償します。

保険の対象	事故の種類	限度額
① 貴金属等	盗難・破損・汚損等	1回の事故につき、1個または1組ごとに100万円または貴金属等の保険金額のいずれか低い額
② 通貨等、印紙、切手、乗車券等	盗難	1回の事故につき、1敷地内ごとに20万円
③ 預貯金証書	盗難	1回の事故につき、1敷地内ごとに200万円または家財の保険金額のいずれか低い額

※②、③については、自己負担額を差し引かず損害の額をお支払いします。
(※9) 損害の額は時価額を基準とします。



お支払いする保険金および費用保険金

③主な特約の概要 契約概要

個人用火災総合保険にセット可能、または条件に合致した場合に自動的にセットされる主な特約およびその保険金をお支払いする場合の概要を記載しています。詳しくは普通保険約款・特約をご参照ください。

建てかえ費用特約	【建てかえ費用保険金】 損害保険金のお支払対象となる事故により、建物について損害保険金が支払われる場合で、以下の条件をいずれも満たす場合に補償します。 ●建物の損害の額の協定再調達価額に対する割合が70%以上かつ100%未満であること ●事故が生じた日からその日を含めて2年以内に損害を受けた建物と同一用途の建物への建てかえ(買いかえを含む)が完了したこと ※建てかえを開始した場合および建てかえを完了した場合は、その旨の通知が必要です。 【取りかわし費用保険金】 建てかえに伴い、損害を受けた建物を取りかわした場合に補償します。 ※以下に該当する場合には、その旨の通知が必要です。 ●取りかわしを開始・完了した場合 ●損害を受けた建物を第三者に譲渡した場合 ●損害を受けた建物の使用を開始した場合
個人賠償責任特約	日本国内外において、被保険者が、日常生活において、他人にケガを負わせたとき、他人の物を壊したとき、日本国内で受託した財物を盗まれたとき、または誤って線路に立ち入ったことなどにより電車等を運行不能にさせたときなど、偶然な事故により法律上の損害賠償責任を負担することにより被った損害を補償します。(国内の事故にかぎり損害賠償に関する示談交渉サービスを行います。)
類焼損害特約	保険の対象の建物もしくはその収容家財または保険の対象の家財もしくはこれを収容する建物から発生した火災、破裂・爆発の事故により、近隣の住宅・家財が受けた損害を補償します。
建物電氣的・機械的事故特約	保険の対象である建物に付加された空調設備、電機設備、給排水・衛生設備、消火設備、昇降設備、厨房機械設備、駐車機械設備等について、電氣的・機械的の事故により損害が生じた場合に補償します。

④特約等の補償重複について 注意喚起情報

次表の特約等のご契約にあたっては、補償内容が同様の保険契約(火災保険以外の保険契約にセットされる特約や損保ジャパン以外の保険契約を含みます。)が他にある場合、補償が重複することがあります。補償が重複すると、特約の対象となる事故について、どちらの保険契約からでも補償されますが、いずれか一方の保険契約からは保険金が支払われない場合があります。補償内容の差異や保険金額をご確認いただき、特約の可否をご判断いただいたうえで、ご契約ください。^(※10)
(※10) 1契約のみに特約をセットした場合、転居等により契約を解約したときや、家族状況の変化(同居から別居への変更等)により被保険者が補償の対象外になったときなどは、特約の補償がなくなることがありますので、ご注意ください。

＜補償が重複する可能性のある主な特約＞

今回ご契約いただく補償	補償の重複が生じる他の保険契約の例
個人用火災総合保険の個人賠償責任特約	自動車保険の個人賠償責任特約
個人用火災総合保険(建物のご契約)の類焼損害特約	個人用火災総合保険(家財のご契約)の類焼損害特約

⑤保険の対象 契約概要

個人用火災総合保険の保険の対象は、日本国内にある専用住宅と併用住宅(住居および事業に併用される物件をいいます。)の次の(ア)および(イ)のうち、お客さまが契約されたものです。

(ア)建物	(イ)家財一式 ^{(※11)(※12)(※13)}
(※11) 物置、車庫その他の付属建物に収容される家財ならびに敷地内に所在する宅配物、自転車および原動機付自転車は、特別の約定がないかぎり、家財一式に含まれます。	(※12) 次に掲げるものは、家財一式には含まれません。 ・自動車(道路運送車両法(昭和26年法律第185号)第2条(定義)第2項に定める自動車をいい、同条第3項に定める原動機付自転車を含みません) ・船舶(ヨット、モーターボート、水上バイク、ボートおよびカヌーを含みます。)および航空機 ・通貨等、有価証券、預貯金証書、印紙、切手、乗車券等その他これらに類する物(家財一式を保険の対象とし、盗難による盗取・損傷・汚損に対する補償を選択している場合で、生活用の通貨等、預貯金証書、印紙、切手、乗車券等に盗難による損害が生じた場合にかぎり、それらを保険の対象として取扱います。) ・商品・製品等 ・業務用の什器・備品等 ・テープ、カード、ディスク、ドラム等のコンピュータ用の記録媒体に記録されているプログラム等
(※13) 貴金属等の保険金額が合計で1,000万円を超える場合、貴金属等の詳細を保険契約申込書等に明記したときはその明記した貴金属等のみ保険の対象に含まれます。	貴金属等   

⑥保険金額の設定 契約概要

個人用火災総合保険の保険金額は保険の対象ごとに次表のとおりお決めください。お客さまが実際に契約する保険金額については、保険契約申込書等の保険金額欄をご確認ください。なお、建物のみのご契約の場合、建物に収容される家財の損害については保険金をお支払いできません。家財について補償をご希望される場合は、別途、保険金額を決めてご契約ください。

評価・支払基準	保険の対象	保険金額の設定
新価・実損払(評価済)	建物	新価の10%~100%の範囲内で、保険金額を設定することができます。
新価・実損払(罹災時再評価)	家財一式	新価の範囲内で、保険金額を設定することができます。 ^(※14)

(※14) 保険の対象に家財一式を含める場合、家財一式の保険金額のほか、貴金属等を合計100万円まで補償します。
なお、貴金属等の保険金額はご希望により300万円・500万円・800万円・1,000万円のいずれかからご選択いただくこともできます(1,000万円を超える保険金額をご希望の場合は、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。)
※複数の契約に分けて加入する場合は、契約をまとめて加入するよりも、保険料の合計が高くなる場合がありますのでご注意ください。
※保険の対象の価額を超えてご契約されても、その超過分はむだになります。また、複数の契約に分けて加入する場合は、すべての保険契約等の合計保険金額が保険の対象の価額を超えないようご注意ください。



評価基準・保険金支払基準とお支払いする保険金の額



このマークに記載の項目はご契約のしおりに記載されています。



⑦保険期間および補償の開始・終了時期

契約概要

注意喚起情報

保 険 期 間: 2年から5年までの期間で設定^(※14)

補償の開始: 保険期間の初日の午後4時(保険契約申込書等にこれと異なる時刻が記載されている場合にはその時刻)

補償の終了: 保険期間末日の午後4時

(※14)銀行等が取扱代理店となる場合で、保険業法施行規則第212条の2第1項第1号に基づいて販売する場合、保険期間は2年以上にかぎられます。
※補償の開始・終了時期は、地震保険(後記(4))も同様です。

(3) 保険料の決定の仕組みと払込方法等

①保険料の決定の仕組み

契約概要

個人用火災総合保険の保険料は、保険金額、保険期間、保険の対象の所在地・構造・建築年月等により決定されます。また、実際にご契約いただくお客さまの保険料については保険契約申込書等でご確認ください。

②保険料の払込方法

契約概要

注意喚起情報

集団扱契約では、原則として、保険料は集金者を經由して、一括でお支払いいただきます。

③保険料の払込猶予期間等の取り扱い

注意喚起情報

集団扱契約の場合、個人用火災総合保険の保険料はご契約後、所定の払込期日までにお支払いください。

所定の払込期日までに保険料のお支払いがない場合は、事故が発生しても保険金をお支払いできなかったり、ご契約を解除することがあります。
※集金契約で定められた日が払込期日となります。詳細は、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

(4) 地震保険の取り扱い

①商品の仕組み

契約概要

注意喚起情報

地震保険は、個人用火災総合保険(以下(4))において「主契約」といいます。)とあわせてご契約ください。地震保険を単独でご契約いただくことはできません。地震保険のご契約を希望されない場合には、保険契約申込書等の「地震保険ご確認欄」にご署名またはご捺印ください。

②補償内容

契約概要

注意喚起情報

地震・噴火またはこれらによる津波(以下「地震等」といいます。)を原因とする火災、損壊、埋没、流失によって建物、家財に次の損害が生じた場合に保険金をお支払いします。損害の程度である「全損」「大半損」「小半損」「一部損」の認定は、「地震保険損害認定基準」に従って行います。

損 害 の 程 度	保険金をお支払いする場合		お支払いする保険金の額
	建物	家財	
全 損	主要構造部 ^(※1) の損害額が建物の時価額の50%以上	家財の損害額が家財の時価額の80%以上	地震保険の保険金額の全額(時価額が限度)
	焼失・流失した部分の床面積が建物の延床面積の70%以上		
大半損	主要構造部 ^(※1) の損害額が建物の時価額の40%以上50%未満	家財の損害額が家財の時価額の60%以上80%未満	地震保険の保険金額の60%(時価額の60%が限度)
	焼失・流失した部分の床面積が建物の延床面積の50%以上70%未満		
小半損	主要構造部 ^(※1) の損害額が建物の時価額の20%以上40%未満	家財の損害額が家財の時価額の30%以上60%未満	地震保険の保険金額の30%(時価額の30%が限度)
	焼失・流失した部分の床面積が建物の延床面積の20%以上50%未満		
一部損	主要構造部 ^(※1) の損害額が建物の時価額の3%以上20%未満	家財の損害額が家財の時価額の10%以上30%未満	地震保険の保険金額の5%(時価額の5%が限度)
	建物が床上浸水または地盤面より45cmを超える浸水を受け損害が生じた場合で、当該建物が全損・大半損・小半損・一部損に至らないとき		

(※1)軸組、基礎、屋根、外壁等をいいます。

※1回の地震等^(※2)による損害保険会社全社の支払保険金総額が12兆円^(※3)を超える場合、お支払いする保険金は次の算式により計算した金額に削減されることがあります。

$$\text{お支払いする保険金} = \text{算出された保険金の額} \times \frac{12\text{兆円}^{(※3)}}{\text{算出された支払保険金総額}}$$

(※2)72時間以内に生じた2以上の地震等は、これらを一括して1回の地震等とみなします。

(※3)2024年6月現在



損害の認定基準について

⚠ 損害認定に関する注意点 損害の程度の認定は「地震保険損害認定基準」に従います。(国が定める「災害に係る住家の被害認定基準運用指針」とは異なります。)保険の対象が建物の場合、建物の主要構造部(軸組・基礎・屋根・外壁等)の損害の程度に応じて、「全損」「大半損」「小半損」「一部損」を認定します。門、塀、垣、エレベーター、給排水設備のみに損害があった場合等、主要構造部に該当しない部分のみの損害は保険金のお支払対象となりません。	⚠ 損害の程度が「一部損」に至らない場合の注意点 損害の程度が、上記損害認定の基準の「一部損」に至らない場合は、保険金は支払われません。 ⚠ 損害の程度が「全損」と認定された場合の注意点 損害の程度が「全損」と認定された場合には、地震保険の補償はその損害が生じた時に遡って終了しますので、終了後に発生した地震等による損害は補償されません。	⚠ 主契約火災保険に関する注意点 地震保険金を支払われる場合、主契約の火災保険では、損害保険金だけでなく、各種費用保険金(臨時費用保険金など)も支払われません。(地震火災費用保険金は、地震等による火災に限り、お支払いの対象となる場合があります。)
--	---	--

③保険金をお支払いできない主な場合等

契約概要

注意喚起情報

- 保険の対象の紛失または盗難によって生じた損害
- 門・塀・垣のみに生じた損害

- 地震等が発生した日の翌日から10日を経過した後に生じた損害
- 損害の程度が一部損に至らない損害 など

④保険期間

契約概要

●地震保険を1年ずつ自動的に継続する方式や、最長5年までの長期契約とする方式のいずれかをご選択いただき、主契約の保険期間に合わせてご契約いただきます。

※地震保険を自動的に継続する方式の場合、料率改定を行ったときは自動継続時に保険料を変更します。

※主契約の保険期間の途中から地震保険をご契約いただくこともできます。

⑤引受条件(保険の対象、保険金額の設定、保険料決定の仕組み等)

契約概要

●地震保険の対象は「居住用建物」または「居住用建物に収容されている家財一式」です。これらに該当しない場合は保険の対象とすることはできませんのでご注意ください。

なお、次のものは地震保険の対象に含まれません。

- 通貨、有価証券、預貯金証書、印紙、切手その他これらに類する物
- 自動車(道路運送車両法(昭和26年法律第185号)第2条(定義)第2項に定める自動車をいい、同条第3項に定める原動機付自転車を含みません。)
- 貴金属、宝玉および宝石ならびに書画、骨董、彫刻物その他の美術品で、1個または1組の価額が30万円を超えるもの
- 稿本、設計書、図案、証書、帳簿その他これらに類する物
- 商品、営業用什器・備品等その他これらに類する物

●地震保険の保険金額は、主契約の保険金額の30%~50%の範囲内で設定してください。ただし、他の地震保険契約と合算して、建物5,000万円、家財1,000万円が限度となります。(アパート・マンションのご契約では限度額が異なる場合があります。)地震保険に2契約以上加入されている場合は、保険金額を合算して限度額を適用します。

●地震保険の保険料は、保険金額のほかに、建物の所在地・構造により異なります。所定の確認資料のご提出により、免震・耐震性能に応じた免震建築物割引、耐震等級割引、耐震診断割引、建築年割引を適用できる場合があります。お客さまが実際に契約する保険料については、保険契約申込書等の保険料欄でご確認ください。

●地震保険の保険料払込猶予期間等の取り扱いは、前記(3)③と同様です。

※大規模地震対策特別措置法に基づく警戒宣言が発令されたときは、その時から「地震保険に関する法律」に定める一定期間、東海地震に係る地震防災対策強化地域内に所在する保険の対象(建物または家財)について、地震保険の新規契約および増額契約はお引き受けできません(同一物件・同一被保険者・保険金額が同額以下の更改契約は除きます。)のご注意ください。

(5) 満期返れい金・契約者配当金

契約概要

この保険には満期返れい金・契約者配当金はありません。

(6) 取扱代理店が金融機関である場合のご注意

注意喚起情報

個人用火災総合保険は、損害保険であり預金等ではありません。したがって、預金保険法第53条に規定する保険金の支払対象とはなりませんので払込済みの保険料の返済は保証されておりません。

なお、個人用火災総合保険のお申し込みの有無が、その金融機関とお客さまとの他のお取引(預金・融資・為替等)に影響を与えることはありません。また、住宅ローン等のお申し込みにあたり、個人用火災総合保険にご加入いただくことは融資の条件ではありません。

2. 契約締結時におけるご注意事項

(1) 告知義務

注意喚起情報

(保険契約申込書等の記載上の注意事項)

保険契約者または被保険者には、ご契約時に告知事項について事実を正確に申し出いただく義務(告知義務)があります。告知事項とは「危険に関する重要な事項」のうち、保険契約申込書等の記載事項とすることによって、損保ジャパンが告知を求めた事項になります。告知事項につきましては、保険契約申込書等において★印をつけていますので、告知内容に誤りがないよう十分ご注意ください。

なお、ご契約時にお申し出いただいた内容が事実と相違している場合は、保険契約が解除されたり、事故の際に保険金をお支払いできないことがありますので、ご注意ください。

【告知事項】 ※ご契約の内容により告知事項は異なります。
保険の対象の所在地、建物の構造・用途、建物の所有関係、住居部分の有無、面積、用法、建築年月、建物内の職作業、作業規模、居住戸室数、施設または設備・業務遂行名称、割増引^(※4)、他の保険契約等

(※4)割増引の詳細は、後記個人用火災総合保険・地震保険割増引をご確認ください。



ご契約時にお知らせ
いただきたいこと(告知義務等)

(2) クーリングオフ(クーリングオフ説明書)

注意喚起情報

保険期間が1年を超えるご契約の場合は、ご契約のお申し込み後であっても、次の通りご契約のお申し込みの撤回または解除(クーリングオフ)を行うことができます。

お申し出できる期間	クーリングオフは、次のいずれか遅い日から、その日を含めて8日以内にお申し出いただく必要があります。 (ご契約を申し込まれた日)(本書面を受領された日)
お手続き方法	クーリングオフのお申し出をされる場合は、上記期間内に必ず損保ジャパンの本社に郵便ではがきを送付(8日以内の消印有効)または損保ジャパン公式ウェブサイト(https://www.sompo-japan.co.jp/)経由(8日以内の発信日有効)でご通知ください。
お申し出を受付できない場合	取扱代理店・仲立人では、クーリングオフのお申し出を受け付けることはできませんので、ご注意ください。 すでに保険金をお支払いする事由が生じているにも関わらず、知らずにクーリングオフをお申し出の場合は、そのお申し出の効力は生じないものとします。
宛先およびご通知いただく事項	【宛先】 〒160-8338 東京都新宿区西新宿1-26-1 損害保険ジャパン株式会社 クーリングオフ受付デスク(本社)行 【ご通知いただく事項】 ・ご契約のクーリングオフを申し出る旨の文言 ・ご契約を申し込まれた方の住所、氏名・捺印および電話番号 ・ご契約を申し込まれた年月日 ・ご契約を申し込まれた保険の次の事項 保険種類、証券番号(申込書控の右上に記載してあります。)または領収証番号(証券番号が不明な場合のみご記入ください。領収証の右上に記載してあります。) ・取扱代理店・仲立人名
お支払いになった保険料の取り扱い	クーリングオフのお申し出をされた場合は、すでにお支払いになった保険料は、速やかにお客さまにお返しいたします。また、損保ジャパンおよび取扱代理店・仲立人は、お客さまにクーリングオフによる損害賠償または違約金は一切請求いたしません。ただし、保険期間の初日以降にクーリングオフのお申し出をされる場合は、保険期間の初日(初日以降に保険料をお支払いいただいたときは、損保ジャパンが保険料を受領した日)からクーリングオフのお申し出までの期間に相当する保険料を、日割でお支払いいただくことがございます。
クーリングオフができないご契約	・保険期間が1年以内のご契約 (自動継続特約をセットしたご契約を含みます。) ・営業または事業のためのご契約 ・法人または社団・財団等が締結したご契約 ・質権が設定されたご契約 ・保険金請求権等が担保として第三者に譲渡されたご契約

(3) 複数の保険会社による共同保険契約の締結

この保険契約は複数の保険会社による共同保険契約であり、引受保険会社は各々の引受割合に応じて連帯することなく単独個別に保険契約上の責任を負います。幹事保険会社は、他の引受保険会社を代理・代行して保険料の領収、保険証券の発行、保険金支払その他の業務または事務を行っております。

引受保険会社	引受割合
損害保険ジャパン株式会社(幹事)	80%
東京海上日動火災保険株式会社	20%

(4) 債務者集団扱について

債務者集団扱契約としてご契約いただけるのは、契約者および保険の対象がそれぞれ下記に該当する場合のみとなります。

保険契約者	住宅ローン等の債務者の方	
保険の対象	建 物	住宅ローン等により取得した建物、または抵当権設定等の債権保全措置が講じられた建物
	家 財	上記建物に収容された家財

(5) 保険の対象となる建物(または家財を収容する建物)の用途について

THE すまいの保険でご契約いただけるのは、日本国内に所在する専用住宅^(※1)、併用住宅^{(※1)(※2)}です。**住居部分のない専用店舗はご契約になれません。**

(※1) 共同住宅を含みます。

共同住宅とは、1つの建物で1世帯の生活単位となる戸室が2つ以上あり、各戸室または建物に付属して各世帯が炊事を行う設備があるものをいいます。ただし、M構造^(※5)の共用部分を一括して保険の対象とする場合は、マンション総合保険でのお引き受けとなります。

(※2) 併用住宅とは、住居と住居以外の用途(事業)に併用される建物をいいます。



(6) 保険の対象となる建物または家財の所有者について

保険の対象となる建物または家財の所有者をご確認ください。ご契約者と所有者が異なる場合は、ご契約の際に保険契約申込書等に記載する必要があります。また、保険金をお受け取りいただける方は、所有者の方です。



(7) 保険の対象となる建物(または家財を収容する建物)の所在地について

保険の対象となる建物(または家財を収容する建物)の所在地をご確認ください。保険の対象の所在地は、保険料を決める際に重要となります。ご契約者住所と保険の対象の所在地が異なる場合は、ご契約の際に保険契約申込書等に記載する必要があります。



(8) 保険の対象となる建物(または家財を収容する建物)の構造について

THE すまいの保険の構造級別は、M構造、T構造、H構造の3区分です。構造級別の詳細は、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。保険料は構造級別によって異なります。M構造の建物を保険の対象とする場合は、「建物の所有関係」も保険料に影響します。(M構造内で保険料が異なる場合があります。)

M 構造	T 構造	H 構造
1. 下記の(a)～(d)のいずれかに該当する共同住宅 (a)コンクリート造建物 (b)コンクリートブロック造建物 (c)れんが造建物 (d)石造建物 2. 耐火建築物 ^(※3) の共同住宅	1. 下記の(a)～(e)のいずれかに該当する建物 (a)コンクリート造建物 (b)コンクリートブロック造建物 (c)れんが造建物 (d)石造建物 (e)鉄骨造建物 2. 耐火建築物 ^(※3) 3. 準耐火建築物 ^(※6) 4. 省令準耐火建物	M構造およびT構造に該当しない建物

以下の1.または2.の条件に合致する場合は、ご注意ください。
1. 木造であっても以下の(1)～(3)のいずれかに該当する場合は、T構造となります。(共同住宅で(1)耐火建築物 ^(※3) の場合はM構造となります。) (1)耐火建築物 ^(※3) (2)準耐火建築物 ^(※6) (3)省令準耐火建物 該当する場合は、所定の確認が必要となります。 2. H構造の建物のうち、前契約の構造級別がB構造または2級構造である継続契約の場合は、経過措置を適用しますが、保険料はH構造と同一となります。 ※地震保険はH構造の料率から引き下げた料率を適用する場合があります。継続契約が他の保険会社からの切替契約の場合は所定の確認が必要となります。

(※3)「耐火構造建築物」「主要構造部^(※4)が耐火構造の建物」「主要構造部^(※4)が建築基準法施行令第108条の4第1項第1号イ及びロに掲げる基準^(※5)に適合する構造の建物」を含みます。

(※4) 建築基準法施行令第108条の3に定める防火上及び避難上支障がない主要構造部を有する場合にはその部分以外の主要構造部をいいます。

(※5) 2024年(令和6年)4月1日改正前の建築基準法施行令においては第108条の3第1項第1号イ及びロに掲げる基準をいいます。

(※6)「特定避難時間倒壊等防止建築物」「主要構造部が準耐火構造の建物」「主要構造部が準耐火構造と同等の準耐火性能を有する構造の建物」を含みます。

3. 契約締結後におけるご注意事項

(1) 通知義務等 注意喚起情報

- ご契約後に次の事実が発生した場合には、遅滞なく取扱代理店または損保ジャパンまでご通知ください。
ご連絡がない場合は、ご契約を解除することや、保険金をお支払いできないことがありますので、ご注意ください。

【通知事項】

・建物の構造または用途を変更した場合 ・保険の対象を他の場所に移転した場合 ・前記2(1)の告知事項に掲げる項目(他の保険契約等は除きます。)に変更があった場合

- 通知事項に掲げる事実が発生し、次のいずれかに該当する場合には、お引き受けを継続することができないため、ご契約を解除いたしますので、ご注意ください。なお、この場合において損保ジャパンの取り扱い他の商品でお引き受けできるときは、ご契約を解約した後、新たにご契約いただくことができますが、この商品と補償内容が異なる場合があります。

・住居部分がなくなったとき ・日本国外に保険の対象が移転したとき

- ご契約後、次の事実が発生する場合には、ご契約内容の変更等が必要となります。

・保険の対象を譲渡する場合^(※7) ・保険の対象である建物の価値が増加または減少した場合^(※8) ・保険契約者の住所や通知先を変更した場合^(※9)
(※7) ご契約の継続を希望されるときは、事前に取扱代理店または損保ジャパンまでご連絡ください。事前にご連絡がない場合は、ご契約は効力を失います。
(※8) 次のいずれかによるものをいいます。
・建物の増築・改築または取りこわし ・この保険契約において補償しない事故による保険の対象の一部滅失
(※9) ご連絡いただけない場合は、重要なお知らせやご案内ができなくなります。

- 上記以外の変更を希望される場合であっても、その内容によっては、ご契約を継続することができない場合があります。

ご契約後の契約内容の変更などの通知(通知義務等)

(2) 安心更新サポート特約について 契約概要

保険の対象に建物を含むTHE すまいの保険の契約のうち、所定の条件を満たす保険期間が5年間のご契約には、安心更新サポート特約が自動セットされます。この特約には自動更新の機能がありますので、通知締切日までにお申し出がない場合は、満期日と同一の内容^(※10)で自動的にご契約を更新することがあります。ご契約の更新を希望しない場合は、通知締切日までに、必ず取扱代理店または損保ジャパンまでご連絡ください。

なお、上記に関わらず、損保ジャパンからのご連絡により、この特約を適用しない場合がありますので、あらかじめご了承ください。

(※10) 更新後のご契約では、協定再調達価額、保険金額、補償内容、保険料、保険料の払込方法、保険期間等が変更となる場合がありますので、詳しくは特約やご契約のしおりをご確認ください。

※金融機関等が取扱代理店となる場合は、本特約によってご契約を更新できる期間に制限があります。また、取扱代理店が変更となる場合があります。

ご契約後にご注意いただきたいこと



安心更新サポート特約のご注意事項

- ・安心更新サポート特約は保険期間が5年のご契約に自動セットされます。契約条件によっては、この特約をセットできない場合があります。詳細につきましては取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。
- ・更新後のご契約の保険料は、更新後のご契約の払込方法にしたがってお支払いいただきます。

(3) 解約返れい金 契約概要 注意喚起情報

- ご契約を解約する場合、取扱代理店または損保ジャパンまで速やかにご通知ください。普通保険約款・特約の規定にしたがい、保険料を返還するか、または未払込分をご請求することがあります。
- 返還される保険料は、日割での返還とはなりませんので、ご了承ください。
- 長期一括払契約を解約される場合の返還保険料の計算方法については、損保ジャパン公式ウェブサイト(https://www.sompo-japan.co.jp/)をご覧ください。

ご契約後にご注意いただきたいこと

(4) 重大事由による解除

次に該当する場合、ご契約を解除することや、保険金をお支払いできない場合があります。

- 保険契約者または被保険者が保険金を支払わせることを目的として損害または費用を生じさせた場合
- 保険契約者または被保険者が暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められた場合 等

ご契約後にご注意いただきたいこと

(5) 保険金額の見直し

保険期間中の物価の上昇や下落等により、ご契約いただいている保険金額が、保険の対象の価額よりも過大または過小となる場合があります。また、建物の増改築や一部とりこわし、構造・用途の変更によって、保険の対象の価額が保険金額と乖離する場合があります。保険金額の見直しについては、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

ご契約後にご注意いただきたいこと

(6) 事故が起こった場合

この保険で補償される事故が生じた場合は、遅滞なく、損保ジャパン、取扱代理店または事故サポートセンターまでご通知ください。遅滞なくご通知いただけなかった場合は、保険金の全額または一部をお支払いできないことがありますので、ご注意ください。賠償事故等に関わる示談につきましては、必ず損保ジャパンとご相談のうえ、交渉をおすすめください。ご連絡先はパンフレット裏面をご確認ください。また、損害保険金のお支払額が1回の事故につき保険金額の80%に相当する額を超えた場合は、この保険契約は、その損害が発生したときに終了します。地震保険においては、損害の認定が全損となり、保険金をお支払いした場合、その損害が発生した時に終了します。主契約が終了した場合は、地震保険は効力を失います。ご契約が終了した場合は、払込方法によって手続きが異なりますので、詳細につきましては、損保ジャパンまたは取扱代理店までお問い合わせください。



その他ご留意いただきたいこと



特にご注意くださいこと

(1) ご契約締結時にご留意いただきたいこと 注意喚起情報

- ①このご契約に質権を設定される場合には、特段のお申し出がない限り、ご契約者と質権者との間に保険証券は質権者が保管するとの合意があったものとして、質権者に保険証券を送付いたしますので、ご了承ください。
- ②以下の会社が共同取扱代理店として保険の取り扱いをします。したがって、以下の取扱代理店がお客さまの保険情報を共有いたします。
株式会社 みずほ銀行 株式会社 トータル保険サービス ヒューリック保険サービス株式会社
※一部の提携ローン等では共同取扱代理店のお取り扱いが異なる場合があります。
- ③地震保険の保険料は地震保険料控除の対象となります。(2024年6月現在)
所得税の控除対象額:地震保険料の全額(最高50,000円)／住民税の控除対象額:地震保険料の1/2(最高25,000円)
- ④取扱代理店は、損保ジャパンとの委託契約に基づき、保険契約の締結・保険料の領収・保険料領収証の交付・契約の管理業務等の代理業務を行っています。したがって、取扱代理店にお申し込みいただき有効に成立したご契約は、損保ジャパンと直接契約されたものとなります。

(2) 保険会社破綻時等の取り扱い 注意喚起情報

引受保険会社が経営破綻した場合または引受保険会社の業務もしくは財産の状況に照らして事業の継続が困難となり、法令に定める手続きに基づき契約条件の変更が行われた場合は、ご契約時にお約束した保険金・返れい金等のお支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減されることがあります。火災保険については、ご契約者が個人、小規模法人(引受保険会社の経営破綻時に常時使用する従業員等の数が20名以下である法人をいいます)またはマンション管理組合である場合に限り、損害保険契約者保護機構の補償対象となります。補償対象となる保険契約については、引受保険会社が経営破綻した場合は、保険金・返れい金等の8割まで(ただし、破綻時から3ヵ月までに発生した事故による保険金は全額)が補償されます。なお、地震保険については、引受保険会社が経営破綻した場合は、保険金・返れい金の全額が補償されます。損害保険契約者保護機構の詳細については、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

(3) 個人情報の取り扱いについて 注意喚起情報

損保ジャパンは、本契約に関する個人情報を、保険引受・支払いの判断、本契約の履行、付帯サービスの提供、損害保険等損保ジャパンの取り扱い商品・各種サービスの案内・提供、アンケートの実施、等を行うこと(以下、「当社業務」といいます)に利用します。また、下記①から④まで、当社業務上必要とする範囲で、取得・利用・提供または登録を行います。

- ①損保ジャパンが、当社業務のために、業務委託先(保険代理店を含みます)、保険仲立人、医療機関、保険金の請求・支払いに関する関係先、等に提供を行い、またはこれらの者から提供を受けることがあります。なお、これらの者には外国にある事業者等を含みます。
- ②損保ジャパンが、保険制度の健全な運営のために、一般社団法人日本損害保険協会、損害保険料率算出機構、他の損害保険会社、等に提供もしくは登録を行い、またはこれらの者から提供を受けることがあります。
- ③損保ジャパンが、再保険契約の締結や再保険金等の受領のために、国内外の再保険会社等に提供を行うこと(再保険会社等から他の再保険会社等への提供を含みます)があります。
- ④損保ジャパンが、国内外のグループ会社や提携先会社に提供を行い、その会社が取り扱う商品・サービスの案内・提供およびその判断等に利用することがあります。

なお、保健医療等のセンシティブ情報(人種、信条、社会的身分、病歴、犯罪の経歴、犯罪被害事実等の要配慮個人情報を含みます)の利用目的は、法令等に従い、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる範囲に限定します。損保ジャパンの個人情報の取り扱いに関する詳細(国外在住者の個人情報を含みます)、グループ会社や提携先会社、等については損保ジャパン公式ウェブサイト(<https://www.sompo-japan.co.jp/>)をご覧ください。

(4) 事故が起こった場合

- 保険金の請求を行うときには、保険金請求書に加え、普通保険約款・特約に定める書類のほか所定の書類をご提出いただく場合があります。詳細はご契約のしおりに記載の書類等をご確認ください。
- また、保険の対象が建物の場合は、原則として建物を事故直前の状態に復旧したときに損害保険金をお支払いします。
- なお、「保険が使える」と言って住宅修理サービスなどの勧誘を行う業者とのトラブルが増加しています。復旧を前提としていない住宅修理サービスなどの契約を行うと、復旧するまで保険金をお支払いできないことがあります。このような業者が来てすぐに住宅修理サービスなどの契約はせず、に、取扱代理店または損保ジャパンにご相談ください。



事故が起こった場合 事故が起こったときの手続き

(5) 保険証券について

保険証券は、大切に保管してください。なお、ご契約手続き後1ヵ月を経過しても保険証券が届かない場合は、損保ジャパンまでお問い合わせください。また、保険証券に添付の控除証明書は地震保険料控除を受ける際に必要となりますので、大切に保管してください。

保険会社等の相談・苦情・連絡窓口 ◆おかけ間違いにご注意ください

●損保ジャパンへの相談・苦情・お問い合わせ

ご契約内容の詳細や事故に関するお問い合わせは、取扱代理店・営業店・保険金サービス課へお取次ぎさせていただく場合がございます。

【窓口:カスタマーセンター】

0120-222-882

【受付時間】
平 日:午前9時～午後8時
土・日・祝日:午前9時～午後5時
(12月31日～1月3日は休業)

●保険会社との間で問題を解決できない場合 (指定紛争解決機関)

損保ジャパンは、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。損保ジャパンとの間で問題を解決できない場合は、一般社団法人日本損害保険協会に解決の申し立てを行うことができます。

【窓口:一般社団法人日本損害保険協会「そんぽADRセンター」】

0570-022808

【受付時間】
平日:午前9時15分～午後5時
(土・日・祝日・年末年始は休業)
詳しくは、一般社団法人日本損害保険協会のホームページをご覧ください。
(<https://www.sonpo.or.jp/>)



通話料
有料

●事故が起こった場合の連絡先

事故が起こった場合は、ただちに損保ジャパン、取扱代理店または下記事故サポートセンターまでご連絡ください。

【窓口:事故サポートセンター】

0120-727-110

【受付時間】
24時間365日対応
【インターネットでの事故のご連絡】
<https://www.sompo-japan.co.jp/covenanter/acontact/>

個人用火災総合保険・地震保険割増引

(1) 個人用火災総合保険割増引

個人用火災総合保険の割増引には、職業割増・作業割増、建物・家財セット割引があります。詳細は、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

●職業割増・作業割増(個人用火災総合保険の割増)

併用住宅物件のうち、所定の用途に使用されている建物に対しては、職業割増を適用します。また、製造または加工等の所定の作業を行っている建物に対しては、作業割増を適用します。

＜住宅以外の用途にも使用している建物の場合の適用条件＞

損保ジャパンが定める所定の用途、作業場として使用されている建物に適用します。詳しい内容は、取扱代理店または損保ジャパンにご相談ください。

●建物・家財セット割引(個人用火災総合保険の割引)

建物と家財一式を同時に1つの契約でご契約いただき、所定の条件に合致する場合、家財の保険料に割引が適用されます。

＜適用条件＞

建物と家財一式を同時に1つの契約でご契約いただき、以下の条件に合致する場合、家財の保険料に割引が適用されます。

- ・保険期間が5年間であること
- ・「安心更新サポート特約」がセットされていること

(2) 地震保険割引

地震保険には、建物の免震・耐震性能に応じた保険料の割引制度があります。割引の適用にあたっては、所定の確認資料のご提出が必要です。なお、以下の複数の割引が適用できる場合でも、いずれか1つの割引のみの適用となります。

割引の種類 (割引率)	割引の適用条件	ご提出いただく確認資料 ^(※1)
免震建築物割引 (50%)	免震建築物 ^(※2) に該当する 建物であること	①品確法に基づく登録住宅性能評価機関 ^(※3) により作成された書類 ^(※4) のうち、対象建物 ^(※5) が免震建築物であること、または対象建物の耐震等級を証明した書類 ^(※5) ^(※6) 例)「住宅性能評価書」、「共用部分検査・評価シート」、「住宅性能証明書」、「技術的審査適合証」、「現金取得者向け新築対象住宅証明書」、「耐震性能評価書(耐震等級割引の場合にかぎります。)」 など ②独立行政法人住宅金融支援機構が定める技術基準に適合していることを示す適合証明書 ^(※5) 例)「フラット35Sの適合証明書」 など ③長期優良住宅の認定を受けていることが確認できる書類 (工事種別が新築の場合は耐震等級割引(30%)、増築・改築の場合は耐震等級割引(10%)を適用します ^(※6) 。) 例)「認定通知書」、「住宅用家屋証明書」、「認定長期優良住宅建築証明書」 など
耐震診断割引 (10%)	耐震診断・耐震改修の結果、 改正建築基準法に基づく 耐震基準を満たす建物であること	①建物の所在地、耐震診断年月日および「平成18年国土交通省告示第185号(平成25年国土交通省告示第1061号を含みます。)」に適合している」旨の文言が記載された書類 ②耐震診断・耐震改修の結果により減税措置を受けるための証明書 例)「耐震基準適合証明書」、「住宅耐震改修証明書」 など
建築年割引 (10%)	1981年6月1日以降に 新築された建物であること	①公的機関等が発行し、かつ適用条件を確認できる書類 例)「建物登記簿謄本」、「建築確認書」 など ②宅地建物取引業者が交付する「重要事項説明書」、「不動産売買契約書」、「賃貸住宅契約書」 ③登記の申請にあたり申請者が登記所に提出する「工事完了引渡証明書」 など

(※1) 代表的な確認資料となりますので、詳細は取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

(※2) 住宅の品質確保の促進等に関する法律(以下、「品確法」といいます。)等により定められた「免震建築物」または「耐震等級」をいいます。

(※3) 登録住宅性能評価機関により作成される書類と同一の書類を登録住宅性能評価機関以外の者が作成し交付することを認める旨、行政機関により公表されている場合には、その者を含みます。

(※4) 品確法に基づく登録住宅性能評価機関として評価方法基準に基づき評価を行い、かつその評価内容が記載された書類にかぎります。

(※5) 確認資料から耐震等級を1つに特定できない場合は、確認できる最も低い耐震等級を適用します。ただし、登録住宅性能評価機関、適合証明検査機関または適合証明技術者に対して届け出た書類(「設計内容説明書」等)から耐震等級を1つに特定できる場合は、その耐震等級を適用します。

(※6) 長期優良住宅の認定を受けるために所管行政庁に届け出た書類(「設計内容説明書」等)から耐震等級を1つに特定できる場合は、その耐震等級を適用します。

THE



すまいの
保険

のサポート体制

ご契約から事故対応のアドバイスまで、
損保ジャパンがトータルにサポートします。

万一、事故にあわれたら

事故が起こった場合は、ただちに損保ジャパン、取扱代理店または下記事故サポートセンターまでご連絡ください。

【事故サポートセンター】

●電話番号のおかけ間違いにご注意ください。

0120-727-110

24時間
365日対応

【インターネットでの事故のご連絡】

<https://www.sompo-japan.co.jp/covenanter/acontact/>



【LINEでの事故のご連絡】



事故のご連絡から保険金請求まで
LINEで完結！
24時間いつでも、カンタン、便利！



LINE友だち登録はこちらから



【住宅修理サービスなどのトラブルについて】

❗ ご注意 住宅修理サービスなどのトラブルにご注意ください！

「保険が使える」などと勧誘する業者とのトラブルが増加しています。すぐに住宅修理サービスなどの契約はせずに、取扱代理店または損保ジャパンにご相談ください。トラブルがあった場合には、消費者ホットライン（188番）にご相談ください。詳細は、日本損害保険協会ホームページをご覧ください。 <https://www.sonpo.or.jp/news/caution/syuri.html>



【損保ジャパン 住宅修理トラブル相談窓口】

- 「保険が使える」と勧誘する修理業者とのトラブルのご相談
 - 火災保険の請求手続きのご相談
- ※ 詳細はP12をご覧ください。

【窓口：住宅修理トラブル相談窓口】

0120-0244-10

ゼロ ニ シ ヨウ ト ラブル

【受付時間】 平日、土・日・祝日ともに午前9時～午後5時
※ 火災保険にご加入のお客さま専用の相談窓口です。
※ 平日は担当の保険金サービス課が対応します。

商品に関するお問い合わせ

【カスタマーセンター】

●電話番号のおかけ間違いにご注意ください。

0120-222-882

受付時間

◆ 平日：午前9時～午後8時 ◆ 土・日・祝日：午前9時～午後5時（12月31日～1月3日は休業）

※ お問い合わせ内容に応じて、取扱代理店・営業店・保険金サービス課へお取次ぎさせていただく場合がございます。

※ 商品のご検討にあたっては、本冊子、もしくは「ご契約のしおり」をご覧ください。また、販売資格を持つみずほ銀行の募集人がご相談を承ります。

ご契約のしおりは下記公式ウェブサイト上でご覧いただけます。

<https://www.sompo-japan.co.jp/kinsurance/yakkan/>



- 「THE すまいの保険」は、「個人用火災総合保険」のペットネームです。
- 本冊子は集団扱に関する特約（債務者集団扱）をセットした「個人用火災総合保険（新価・実損払）」の概要を説明したものです。クーリングオフ（ご契約のお申し込みの撤回等）、重大事由による解除、事故が起こった場合、引受保険会社が破綻した場合、個人情報の取扱い、などについても併せて記載しておりますので、ご確認ください。なお、ご不明な点は、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。
- ご契約者と被保険者（補償を受けられる方）が異なる場合は、被保険者となる方にもこのパンフレットに記載した内容をお伝えください。
- 契約者（保険料負担）が個人の場合、火災保険受取保険金は非課税となります（2024年6月現在）（税制の改定により取り扱いが変更になる場合があります）。

〈幹事引受保険会社〉



損害保険ジャパン株式会社

〒160-8338 東京都新宿区西新宿1-26-1

〈公式ウェブサイト〉 <https://www.sompo-japan.co.jp/>

SOMPOグループの一員です。

〈引受保険会社〉

損害保険ジャパン株式会社（幹事保険会社）

東京海上日動火災保険株式会社

〈共同取扱代理店〉

株式会社みずほ銀行

お問い合わせは店舗またはフリーダイヤルへ

0120-855-542

受付時間：平日 9時00分～17時00分

（12月31日～1月3日、土・日曜日、祝日・振替休日にご利用いただけません）



株式会社 トータル保険サービス



ヒューリック保険サービス株式会社

12402103018.24.07

SJ24-04285(2024.07.23) (24070233) [505293]-0300